

令和3年

第1回忠岡町議会定例会会議録

第2日

令和3年3月10日

忠岡町議会

令和3年 第1回忠岡町議会定例会会議録（第2日）

令和3年3月10日午前10時、第1回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼人権広報課長		住民部長	村田 健次
	明松 隆雄	健康福祉部長	東 祥子
産業まちづくり部長兼産業振興課長		教育部長	二重 幸生
	谷野 栄二	教育部理事兼学校教育課長	
消 防 長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長兼消防署長	柏木 忠司		

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長（北村 孝議員）

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長（北村 孝議員）

ただいまから、会議を再開いたします。

(「午前10時00分」再開)

議長（北村 孝議員）

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和3年第1回忠岡町議会定例会議事日程（2日目）について、ご報告申し上げます。

日程第1 一般質問

以上でございます。

議長（北村 孝議員）

日程第1、一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言を許します。

なお質問時間は、呈祥会・大阪維新の会の代表質問が60分、以降の一般質問が30分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

それでは、まず初めに呈祥会・大阪維新の会の代表質問として、前川和也議員の発言を許します。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9番（前川 和也議員）

おはようございます。大阪維新の会の前川和也でございます。本日は、杉原町長が第1

2代の忠岡町長に就任をされてから初めての施政方針、令和3年度施政方針に対しましての質問をさせていただきますが、町長の施政方針の最初の部分にもございますように、日々、第一線で奮闘されている医療従事者を初めとするエッセンシャルワーカーの皆様、そしてコロナワクチン接種の受入れ体制が今、着々と役場の総力をもって整えられてきているかと思いますが、理事者側の皆様方にも敬意を表し、感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、質問にまいります。今回の質問は、私の同志であります今奈良幸子議員とともに作り上げ、代表質問という形をとりましたので、よろしくお願ひいたします。

それでは、通告書に従って申し上げます。重点施策、子育て・教育から入りますけども、1番目、本町の教育方針についてお尋ねいたします。

少し大きな話にはなるんですけども、平成18年に改正されました教育基本法には、教育の目的として、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と制定されており、この目的を実現するために、「幅広い知識と教養を身につける。主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う。伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」などを達成しなければならないと記されております。ほかにも、家庭教育、幼児期の教育、社会教育、家庭及び地域住民等の相互の連携、協力などが記されています。

今月1日の第1回町議会定例議会におきまして、富本教育長の3期目の再任が可決されました。その際の挨拶で、教育の充実と発展のために誠意をもって努めていくというお言葉が教育長よりございました。長年の教育行政、そして教育現場での経験をお持ちの富本教育長だからこそ、忠岡町の教育政策のトップとして、この教育基本法の理念にのっとり、より良い教育サービスを町民へ提供していただきたいというふうに思っております。

これは例えばの話なんですけども、和泉市なんかでは、小・中学校の再編が実施されつつあり、岸和田市や泉南市でも小・中学校の再編計画が議題として上がっておりますが、これらは超人口減少社会を見据えた教育の長期的ビジョンであります。そこで、富本教育長が考える教育の方向性、長期的なビジョンについて、お考えをこの議場にてお伺いをしたく存じます。お願いします。

教育長（富本 正昭教育長）

議長。

議長（北村 孝議員）

富本教育長。

教育長（富本 正昭教育長）

ただいま前川議員から私の教育にかける3期目の思い、所感を述べよというお話がございました。私としましては、常々教育に関わってきました私にとって大切にしている言葉

がございます。これは、第16期中央教育審議会答申の中にある「教育は自分探しの旅を助ける営み」と。「教育は自分探しの旅を助ける営み」という有名な一文でございます。私なりにこのフレーズを解釈いたしましたところ、一人一人がそれぞれの豊かな自己実現を図ることができるよう支援することが教育の使命であると。これは若者もお年寄りも自己実現をしていくという意味で、それを支援していくのが教育の大切な使命ではないかなというふうに解しておるところです。

この意を具現化すべく、第1期、第2期では、主に施策、仕組み、制度面、そしてハード面からの教育の充実というものに努めてきたところでございます。具体には、あすなろ未来塾の実施であったり、小1、小2へのきめ細やかな学習支援ということで、非常勤講師を町単費で配置したり、また少人数編制学級のために町単費での講師配置、そういう人的な支援、スクールソーシャルワーカーの配置、スクールカウンセラーの配置等もこれに当たるのではないかなと思っております。

また、私、1期目の当初に中学校の完全給食の実施というのがございました。それに際しては、栄養職員を町単費で配置しないと、安心・安全な給食の実施ができないということで、現在も続けております栄養職員を配置いたしました。このように、制度面等の施策にも注力してまいりました。指定管理者制度を活用してのスポーツセンターの再開というのも、これに当たるのではないかなというふうに考えております。

一方、ハード面からはどのようなことを私、1期、2期で注力してきたかと申しますと、学校施設の空調の整備とか、それから体育館等の非構造部材の耐震化を図る、また、トイレの洋式化とか、そういうふうな教育環境の整備に努めてまいりました。昨年、国の制度を活用してのGIGAスクール構想もこれに当たるというふうに考えております。このように、主に仕組み、制度面及びハード面からの施策を中心にこれまで精力的に教育支援に努めてきたところではございます。

3期目を迎えるに当たり、引き続き様々な課題に対応すべく、制度面及びハード面の充実に努めてまいりたいと考えておりますが、一方、制度やハード面が本来の機能を十分に発揮するためには、それらを動かす人の資質や能力、とりわけ管理職の能力によっているところが大だというふうに私は考えております。どんなにすばらしい組織や施設であっても、それを動かすのは人であります。組織の盛衰は、それを運営する人、管理職にかかっていると言っても過言ではないように私は考えております。教職離れ、管理職離れが進む昨今、将来にわたって持続可能で安定した学校運営が図られるためには、次代の忠岡を担う人材の育成、将来校長、教頭を務め得る人材の育成が不可欠であるというふうに考えております。

そのために、これまで以上に大阪府や他市町村との教職員の人事交流を積極的に図ってまいりたいと考えております。異動は最大の研修であります。派遣者については、府や他市町村で研さんを深め、一回りも二回りも大きく成長いただき、再び本町に戻ってくる際

には、その経験を十二分に生かして大いに活躍してもらいたいと、かように考えております。

3期目は、これまでの私の経験や交流関係等も積極的に生かして、将来の忠岡町の教育を託し得る人材の育成についても注力してまいりたいと考えております。

40年前の4月、子どもたちのために精いっぱい頑張ろうという思いで忠岡中学校の門をくぐった、その初心にいま一度立ち返って、私を育てていただいた忠岡町の教育の充実、発展に努めてまいる所存でございます。どうかよろしく願いをいたします。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。1期目、2期目で取り組まれたこと、これはほんとにこちらの議員サイドでも評価をされているということで、この3期目も期待をもって可決されたんだというふうに思います。教育長が可決されたら、挨拶はあったんですけども、教育長にとっての施政方針といえますか、今後の熱い思いをこの議場で述べていただくことで、それに拘束がかかるというんですかね、必ずやっていただかないといけないという非常に重みのあるものになるかなと思ひまして、教育長に熱い思いをしゃべっていただいた次第でございます。どうか3期目もよろしく願いいたします。

教育方針に関連する質問なんですけども、今日下の課題は、施政方針にもありますように、GIGAスクールの着実な実施についてであると思います。これを主体的に進めていくのは我々地方自治体なんですけども、パソコン、タブレット端末、インターネットなどの情報通信技術を活用した教育手法を取り入れていくわけです。しかし、これが現場の先生方にとって、今までの業務プラスこのような手法に対応するための学びが必要となり、教職員の方にとっての負担が増えることだというふうに思っております。その対応策について、どのようにされているのか、お答えください。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

11月末に、学校に1人1台のタブレット端末を配備いたしました。先生方の負担の面では、ICTをツールとして授業で活用するための準備や、タブレット管理の面では負担が増えたと言えます。先生方が授業等において活用できるよう、業者による研修や、初めて子どもたちが授業で活用する際に、町教委の指導主事によるサポートを行っております。

議長（北村 孝議員）

前川君、規定の3回目になります。

9番（前川 和也議員）

やはり負担になっているだろうということが安易に想像できますが、教職員の皆様方にとっての働き方改革についての一環として、校務支援システムの導入というふうに施政方針でもありました。これについてどういうシステムなのか、お示してください。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員ご質問の校務支援システムでございますが、成績処理や指導要録等、様々な事務作業を連動させ、手入力で行っている作業の業務負担を軽減できるものでございます。メリットとしましては、学習指導等のデータを蓄積し、教職員間で共有することで、授業改善に生かすことができます。また、生徒指導の面では、児童・生徒の状況を出欠データ等により日々共有することで、休みがちな児童・生徒に対しての早期の対応がより可能になり、小・中学校での連携も行いやすい点がございます。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。このシステムの導入は、昨年の町長選挙の公約にも掲げられておりましたので、早期の導入について検討をよろしくお願いしたいと思っております。

学校の先生方には、日々全力で子どもたちに向き合っていただき、感謝の念でいっぱいですが、教育の在り方や求められるものは常に変わるため、大変であるというふうに思っております。まさに今のコロナなんかそうだと思うんですけども、しかし教育政策の一番の根幹である教育基本法にもありますように、家庭、地域と連携を密にしながら、教育が前へと進んでいけるように、今後ともよろしく願いいたします。

続きまして、この2番目の適応指導教室の開設についてまいります。学校とは、学問を学びながら集団生活を学んでいく場ではありますが、その場に通うことが難しいという子どもも現状としております。その子どもたちを救う1つの手だてとして、いよいよ忠岡町でも適応指導教室が開設となり、町民の皆様も注目をされていることだというふうに思っております。

さきの定例会では、目的や方針が提示され、設置条例が可決されたわけですが、教室を開設していても、その役割を果たしていないという地域もあるように伺っております。そこで、ニーズに合った教室の運営をお願いしたいところですが、開設への準備が大切という思いから、施政方針への質問に絡め、お尋ねいたします。

現在、対象と考えている児童・生徒には、個別にアプローチをかけて対応しているんだというふうに思うんですけども、保護者の皆さん、全ての保護者の皆さんへの周知も大事

かなというふうに思っておりますが、どういうふうに周知をしていくのか、お示してください。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

対象の児童・生徒の保護者への周知につきましては、スタートに当たり、丁寧に行いたいと考えております。4月には新学年がスタートし環境が変わることで、学校復帰に当たっての機会になる場合もあります。また、適応指導教室は、学校生活への復帰を図ることが目的ですので、学校と適応指導教室がしっかりと連携をしていくことが重要になります。そのためには、まず適応指導教室について学校の教職員がしっかりと理解するとともに、対象のお子さんについて適応指導教室の担当と学校が話をし、その子どもにとって適応指導教室での指導支援が必要かについて判断をしておく必要があります。

新年度がスタートする4月に入って、新しい担任と対象のお子さん、保護者の方との関係を築いていきながら、丁寧に周知してまいります。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。卒業、そして進学、年度替わりのタイミングというのは、児童・生徒にとっての心もまた大きく動く可能性のある時期であります。新年度より本格的に行うというふうに感じておりましたけども、説明会とか意見交換会とか、そういうような、コロナ禍ではあるんですけども、感染対策を取った上でのできるだけリアルな接触という手段を取って、関係構築や周知に努めていただきたいなというふうに思います。

それでは、3番、東忠岡地区認定こども園の整備についてです。本年の5月より東忠岡地区の認定こども園新園舎の工事がスタートします。まずは、幼稚園仮園舎新設から始まり、東忠岡幼稚園解体、そして新園舎建設というふうに進みますが、住民の方々に工事においてのお知らせをどのようにやっていくのか、お示してください。また、認定こども園に入所予定の保護者の方々への情報提供はどのような形でなされるのかも、併せてお伺いいたします。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

東忠岡地区認定こども園の工事の周知方法についてでございますが、これまでも、住民説明会や在園児の保護者説明会を複数回実施し、それぞれの資料につきましては、全ての

保護者の皆様へ配布するとともに、ホームページにも掲載をしております。また、近隣にお住まいの方につきましては、令和元年度に個別に周知を行っておりますが、実際にこの先、工事業者が決まった後には、説明会を開催する予定としております。

また、新園児募集の際には、募集要項と一緒に工事スケジュール等を配布し、周知を図っております。その他、新しいこども園についてのパンフレットを作成し、役場窓口、児童館、保健センターなど子どもの保護者が利用される各所に設置するなど広く周知に努めております。さらには、近隣の不動産会社や産婦人科など、今後本町への引っ越しなどを考えておられる方の目につきやすいような施設にもパンフレットの設置をお願いしているところであります。

このように様々な媒体を利用しながら丁寧な周知を行ってまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9番（前川 和也議員）

この忠岡のまちづくりにおけるビッグプロジェクトとして、非常に大切な大事業になると考えますので、保護者や近隣の方への説明会は十二分にさせていただきたいと思っておりますし、そして先ほど部長からの答弁でもございましたように、不動産会社、産婦人科などにもアピールしていくということはとてもいいなというふうにお聞きいたしました。ぜひ忠岡の魅力の目玉になり得るという観点を持って、周知やPRをしていただきたいというふうに思います。

加えて、この施政方針でも述べられておりますけども、乳幼児期における教育・保育の総合的な推進を図る上で、どのようなことをこのこども園の特色として盛り込んでいこうと考えられているのか、お示してください。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

こども園の教育・保育方針でございますが、現状の幼稚園、保育所における方針のよいところは継承しつつ、新しいこども園にふさわしい方針となるよう検討を進めております。

現時点では、園児一人一人の個性を大切に思い、個々に応じた教育・保育を行い、今まで以上に家庭との連携を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、遊びを通して生きる力の基礎を育む教育・保育を展開していくことを基本としてまいります。

特に3歳児以上につきましては、幼稚園と保育所に分かれておりましたが、こども園に移行後は同じ教育・保育を行うこととなるため、小学校以降の教育を見通し、幼児期に育てるべき力を確実に育成する実践を積み重ね、教育・保育の質が一層向上できるような方

針となるよう考えてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9番（前川 和也議員）

よく分かりました、部長。幼いうちから生きていく力と基礎を育む教育・保育を展開されていくこのこども園、忠岡町の間違いなく一大事業となりますので、住民や保護者の方々の意見、そしてこれから必要なことは、求められることは何なのかということの情報にアンテナを張っていただきながら進めていっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、質問項目の4番、子どもの遊び場についてです。コロナ禍により、現在は子育てイベントの開催が難しくなっております。乳幼児期の子ども同士の関わりを持つことが難しくなってきました。その分、親と子のコミュニケーションが増え、愛着関係を築ける機会があるんですけども、子育てイベントというのは、ママたちにとってのある種息抜きとなるような場でもありますし、同年齢の子ども同士での関わりの中で、またこれも社会性を学ぶことができる貴重な機会であり、子育てイベントの充実が必要であるというふうに考えております。

ですが、親子参加型の子育てイベントとして、体重測定、子育て教室、例えばおむつ外れの話、ベビマクラブ、積み木のワークショップ、親子フィットネスなどが開催されておりますが、ここ何年かは内容に変化がありません。このようなイベントはどのような流れで企画され、開催されているのか、お教えてください。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきまして、幼児期におきましては親子の触れ合い、他の親子との関わりは大切でございます。保健センターの事業につきましては、センター本来の目的でございます健康の保持・増進、健康管理という部分を目的として実施をいたしております。

例えば、出生後新生児訪問、乳幼児全戸訪問を経て、比較的早期に参加できる教室を実施し、閉じこもり予防や不安の軽減といった取組や、1歳7・8か月健診事後指導教室など、子の成長、発達を促す関わりを行っております。また、保健センターの教室については、妊娠期から就学時までの乳幼児期を基本に、月齢や年齢に応じた内容を考えて行っております。

議員さんも申されたとおり、事業としましては、体重測定日は生後1か月過ぎから就学

前までの乳幼児、ベビマクラブは生後2か月から1歳までといった親子を対象に、成長面や子育ての相談、愛着形成を目的に実施しております。また、積み木のワークショップは、幅広い年齢層を対象に単純な木の板から創意工夫をして物を作ることができ、親子フィットネスは乳児を持つ親が子どもと一緒に自身の健康を考える機会となるよう実施しております。

子どもの月齢や年齢などに応じて内容を決定していることから、同じ内容となっておりますが、参加される方が変わることを前提として行っております。1人目のお子さんについてはもちろんのこと、2人目、3人目のお子さんを持つ親御さんの参加もごさいますので、例年と同じ内容を続けているという状態でごさいます。

以上でごさいます。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。内容について、ぜひとも検証していただきたいという思いから、今回この質問項目を設けさせていただきました。チューリップ保育園とかピープルチャイルドスクールでは、楽しいイベントがあるんですけども、立地条件のいいこのシビックセンターでも、新しい盛り込み、取組、多くのパパ、ママ、子どもたちが集えるような場にしていただきたいと思いますというふうに思っております。東部長、よろしく願いいたします。

それでは、続いての大項目、重点施策、健康・福祉について、まいります。

1番目、障がい者・障がい児の現状についてであります。忠岡町では身体障害者手帳を持っている方が704名、療育手帳を持っている方が164名、精神障害者保健福祉手帳を持っている方が211名いるとのこと。障がい者・障がい児福祉においては、第4次障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画の3つの計画に基づいて、地域包括システムの構築、就労定着支援、障がい児にはライフステージに応じた切れ目のない支援を提供すると施政方針にうたわれております。

そこで、今現在どのような支援をされているのか。例えば、幼稚園、保育所での受入れ態勢、小・中学校の受入れ態勢、就労への支援態勢についてお答えください。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

まず、私のほうから、幼稚園、保育所、小学校、中学校におきます受入れ態勢について回答させていただきます。

本町教育委員会では、障がいのある子どもお一人お一人の保育・教育的ニーズに応じた支援に努めているところでございまして。就学前施設であります幼稚園、保育所につきまし

ては、通常学級において受入れを行っております。受入れの際には、保健師、臨床心理士などと各施設長並びに保護者が連携を図りながら受入れを行っております。子どもの状況によっては、病院や支援施設等の関係施設とも連携を図る必要がある場合もございます。障がいの程度によっては、加配職員の配置についても検討を行います。

次に、義務教育施設でございます小学校、中学校につきましては、支援学級を別途配置しておりますので、そちらでの受入れとなります。受入れに際しては、医師や保健師、臨床心理士、就学前施設や各校の長から成る就学支援委員会の助言を勘案し、保護者自身に最終決定をしていただくことになっております。なお、入級相談につきましては、随時相談可能でございますので、学校や教育委員会までご連絡いただければというふうに思います。

就学前、就学後のどちらにつきましても、あくまでも最終的な判断については保護者のご意向を尊重して受入れの決定を行っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

次に、障がい者の就労支援につきましては、支援機関としてハローワーク泉大津や泉州北障害者就業支援センター等がございます。ハローワーク泉大津では、障がい者の状況や適性、希望職種等の相談に応じ、職業紹介、職場適性指導を実施しており、泉州北障害者就業支援センターでは、仕事に関する知識や技術の向上、就業活動のサポート、また、就業後も職場に定着できるよう支援を行っていただいております。

就労に関する障がい福祉サービスとしまして、就労を希望する人に対し、生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業や、通常の事業所での雇用が困難な人に対しまして、就労機会の提供と産業活動などの機会の提供を通じて、知識や能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業がございます。この事業にはA型とB型がございまして、A型は雇用契約を結び、B型は雇用契約を結ばないものということになります。

障がいのある人が、それぞれの意識や能力に応じた就労を支援していくことができるよう、引き続き関係機関と連携し取り組んでまいりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。かしこまりました。よく分かりました。

その上での次、2番の障がい者手帳の利便性の向上について、お尋ねいたします。障がい者がその人らしく暮らすためには、障がい者の社会参加を促進し、様々な活動に積極的に参加ができるという環境をつくっていくことが必要です。そのためには、バリアフリーのまちづくりなどに加え、障がい者が外出しやすくなるような取組も大切であると考えます。現在、公共、民間を問わず、障がい者向けの割引などのサービスを実施されていると思いますけども、こうしたサービスを受けるためには障がい者手帳の提示をしなければなりません。

障がい者がこうした施設等をより利用しやすくすることが必要ですけども、本町では手帳は、大阪府での発行となるために少し時間がかかってしまいます。また、手帳は紙製のために劣化するおそれもあり、持ち運びしづらい、取り出しにくいという利便性の悪さが挙げられます。そして、手帳も、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など種類があって、サービスを提供する事業者にとっても本人確認など分かりづらい面があり、さらに言えば、窓口で手帳を提示することに心理的な負担を感じるというお話も伺います。

国の制度改正により、課題解決のために障がい者手帳のカード化を早急に進めるべきであると考えますが、本町の考えをお伺いいたします。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

障がい者手帳の利便性向上についてでございますが、障がい者手帳につきましては、議員仰せのとおり、現在、本町では紙ベースのものであり、身体障害者手帳、療育手帳は大阪府において審査、判定及び手帳の作成までをしていただいております。その後、本町より対象者に交付をしております。また、精神障害者保健福祉手帳につきましては、大阪府において審査、判定を行い、手帳の作成及び交付は本町にて行っております。

国におきましては、平成31年4月よりカード型の交付も可能としているところであります。全国的には4県、1政令市、1市が導入しており、大阪府内では箕面市が行っているのみとなっております。

本町では、身体障害者手帳、療育手帳は大阪府が発行しているものであるため、これらの手帳においては、大阪府において検討されるものと考えております。また、精神障害者保健福祉手帳の作成におきましては、大阪府より本町に権限移譲されているものでございますが、カード化につきましては大阪府や近隣自治体の状況を見きわめながら検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

9番（前川 和也議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9 番（前川 和也議員）

はい、かしこまりました。たとえ 1 種類だけであっても、ぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

そうした中、大阪府では、昨年より障がい者手帳の情報をスマートフォンに取り込んで、画面上に表示するものを開発し、無料で提供されております。障がい者手帳を提示する煩雑さや心理的な負担を軽くし、利便性が一層向上するものです。大阪府では現在、府立施設の使用料の減免等を受けるために、国際会議場や臨海スポーツセンターなど様々な府の施設で利用することができます。もし忠岡の施設でも利用ができれば、障がい者手帳の提示に伴う心理的な負担を感じることもなく利便性がさらに向上することが期待されます。

障がい者手帳のカード化に加え、町の施設において障がい者手帳アプリを利用できるようにすることで、障がい者の方がより外出しやすくなる社会につながるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

障がい者手帳アプリにつきましては、「ミライロ ID」というアプリを大阪府が現在導入し、議員仰せのとおり、大阪府立の施設等の利用時に使用できるようになっております。全国の自治体を見ますと、このアプリを導入しておりますのは、大阪府と他府県の市が 2 か所の合計 3 か所導入しておるということを確認しております。

町が関連する障がい者割引の適用となる施設は少ない状況でもございますが、大阪府や他市町村の状況を見ながら効果を検証してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9 番（前川 和也議員）

東部長、ありがとうございます。こちらについても、アプリについてもぜひとも検討課題に挙げていただきたいというふうに思っております。

続きまして、3 番、西区のふれあい公園整備についてです。所管が福祉ということで、このタイミングで質問させていただきたいと思います。

つい先日、土地購入契約締結及び所有権の移転の登記が完了したということです。この先の今後の整備についてですけれども、いろいろと当局でもお考えがあるかと思いますが、忠岡町では高齢者向けの、何と言うんでしょう、遊具と言うんですかね、器具というんで

すかね、健康増進につながるような器具のある公園は、忠岡ではないように思います。ぜひこのふれあい公園、せつかく整備するんですから、そういったものを設置されてみてはどうでしょうか。お願いします。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

西区ふれあい公園につきましては、先日25日の全員協議会におきまして、11月の臨時議会以降に進展のあった内容についてご説明をさせていただきました。同日午後に、本町と社会福祉法人との間に売買契約を締結し、その後、大阪府法務局岸和田支局において所有権移転登記を済ませております。

今後の公園整備につきましては、西区ふれあい公園を含め他の児童遊園におきましても、遊具等が古くなっていることから順次更新も行ってまいりたいと考えております。

また、今、議員のほうから頂きました高齢者向けの健康遊具の設置につきましては、本町も、高齢者の居場所づくりや健康寿命の延伸の観点から、よいご提案を頂きましたので、これについて設置に向けて検討してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。設置に向けての検討と、非常に希望の持てる踏み込んだご答弁かなというふうに思いましたので、期待を持って待ちたいと思います。ぜひともよろしくお願ひいたします。

その先ほど部長の答弁からもありましたように、居場所づくりということで、次の4番目の質問に移りたいなと思うんですけども、ちょっと残り時間を見まして、この4番を飛ばして、次の項目、最後の大項目ですね、重点施策、持続可能な行政運営というふうに移りたいと思いますけども、議長、いいでしょうか。

議長（北村 孝議員）

はい。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。

1点目、施政方針には「持続可能な」という言葉が出てきております。そして、「少子・高齢化が加速度的に進行する」という文言もありまして、町の規模が縮小する中、行政運営を持続可能なものにする。町長にとって「持続可能な」の意味するところは、どういうところでしょうか。町長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

お答えさせていただきます。

人口減少が加速する中、様々な分野で行政課題の発生が予想されております。これまで以上に選択と集中に基づく政策運営と、最適な財政運営による自治体経営力の強化など持続可能なまちづくりに向けた取組が必要になってくると考えております。

このような厳しい時代を迎えるに当たり、議員時代の経験からも、多様化する住民ニーズをしっかりと見きわめ、住みたい、住み続けたいと思われるまちづくりに力を入れるべきだと感じておりますところであり、誰もが幸せを実感できる忠岡のまちづくりに向けて傾注してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9番（前川 和也議員）

先ほど町長の答弁の中で「選択と集中」という言葉がございました。これは施政方針には、このワードとしてはないわけでありまして、具体的に町長の思う「選択と集中」、どんな施策なのか、お答えください。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

非常に難しいところではございますけれども、その中で今後はいかに人口減少を食い止め、鈍化させるのが重要だと考えています。そのためにも、住民生活の向上に向けた取組が重要で、その中でも子育て、教育環境の充実を図り、若い人が集うまちづくりに向けて傾注してまいりたいと、このように思っております。

コロナ禍で人口減少が加速するのが前倒しするというようなことも報道でも言われていますので、その辺も危惧しながら、この小さなまちをどうにか活気あるようにしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9番（前川 和也議員）

まさに、町長の今先ほどの答弁なんですけれども、私が初めに質問いたしました子育て・教育に傾注していくというふうに受け取りました。これはほんとに私も大大大賛成です。限られた財源、人的資源の中、行政運営を行うというのは、選択と集中が不可欠です。ぜひとも選択と集中と、この観点を大前提に町政を執行していただきたいというふうに思っております。

その選択と集中、子育て・教育に集中的に投資を行うにしても、やはり大事なものは予

算、財源であります。1番目のこの質問の締めくくりとして関連で質問を行いますが、予算確保の手段についてお尋ねいたします。それは何か。ふるさと納税についてであります。

ありがたいことに、忠岡ではふるさと納税の収入が堅調であり、今後も貴重な自主財源となることが予想され、自ら稼ぐという視点を持っていただきたいというふうに思いますが、忠岡町ではこのふるさと納税、今現在、4つのポータルサイトを利用しており、ふるさと納税の使い道についての記載が、「1. 住民の福祉に関する事業」、「2. 公共施設の整備事業」、「3. それら以外の町の施策全般」と、3項目挙げられております。これが、この近隣市と比較しますと、項目があまりにも少ない。3項目しかないんですね。少ない。他市であれば、ほんとに十数項目、非常に細かく設定されておるんですけども、そして教育や子育てといったワードがない。さきの「選択と集中」で忠岡町は教育と子育てに特化して力を入れるんだと意思を明確にして、ご寄附を頂く方の心へ訴えかけるためにも、項目の追加や修正、これらをちょっと検討されてみてはどうでしょうか。公室長ですね、これは。お願いいたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

ふるさと納税の項目の追加ですね。これにつきましては教育委員会と調整を図りながら検討してまいりたいというふうに考えています。よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9番（前川 和也議員）

教育委員会という言葉が出ましたので、ぜひ鋭意検討していただきたいなというふうに思います。

続きまして、2番の広域連携の推進についてです。施政方針では、住民サービスの向上、財政の効率化が見込まれるので推進するというふうにあります。もう少し踏み込んで具体的に、町長、お示してください。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

近隣市長とも就任以来いろいろお会いしまして、また、12月16日、コロナ禍ではございましたけれども、国土交通省のほうに泉州9市4町の首長、出席できる方々が東京のほうへ出向きまして、赤羽交通大臣等々3省ほど回り、ハードなスケジュールでございま

したけども、行ってまいりました。これはいろいろこの泉州がコロナ禍の中において疲弊するのを食い止めようやないか、また、頑張っていこうやないかということのを伝えに、また、それには関空の社長ともその早朝にお会いしましてミーティングをしながら国のほうへ出向いていきました。その中において、近隣の市長等ともいつも連携をとりながら、広域のお話は種々やっているつもりでございます。

何といたっても、就任以来まだこのぐらいの短い時期でございますけれども、しっかりと見据えながら広域のことを考えていきたいと、かように思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。町長自らのトップセールスというんですかね、自らのリーダーシップをもっての動きというものを今ご答弁いただいたようにお聞きしているんですけども、隣接してる泉大津市や岸和田市の市長とは、ここ数年の中で最もこの人間的関係が良好であるというふうに私は感じてます。そのように伺うことも多いです。

そこで、杉原町長の公務、政務にわたる動きを今ちょっと教えていただいたんですけども、この泉州の地域都市制度勉強会、泉佐野、和泉、岸和田の首長さんが連携して立ち上げた勉強会ですね。これについて一昨年も昨年も私、質問したかなと思うんですけども、この勉強会、今どうなってんのかなということをお答えできる範囲で教えていただけませんかでしょうか。町長で。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

今、現実のところ行っておられません。今後はネット等々いろいろあるんやと思うんですけども、その辺をしっかりと見据えながら、私自身の経験、またネットワークを考えながら、ひとつしっかりと。まあ言うても、私も年齢的にもこうなっております。若手の人たちの、先に首長さんになった方々の経験と、またバイタリティーを、私も同じように含みながら、忠岡町のために頑張っていきたいと、かように思っております。

以上です。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9番（前川 和也議員）

その流れで、この項目で、次は井上副町長にお尋ねいたします。議場での初めてのご答弁を頂くということなんですけども、府議会では、大阪府議会では広域連携に前向きに取り組む自治体について、府庁の市町村課内において特別チームを設置し、そのような自治

体を支援していくという答弁が、大阪維新の会の府議会議員への答弁でなされております。

井上副町長は、自治制度に関する部門を歴任され、まさにその分野での府とのパイプ役として杉原町長も期待されているところでもありますけども、受け身の姿勢ではなく、積極的に府へのアクセス、これまでのキャリアを生かされた取組をお願いしたいなというふうに私も思っておるんですけども、井上副町長、いかがでしょうか。

副町長（井上 智宏副町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

井上副町長。

副町長（井上 智宏副町長）

人口減少や高齢化に伴いまして、安定した行財政基盤づくり、これが求められております中、これまで以上に他団体との連携というものを充実したものにしまして、行政課題に対応していくことが重要であると認識しております。

特に本町は、小規模な団体でして、財政基盤も脆弱であるというようなことから、将来課題への対応策の1つとして積極的に検討を進めていくべきものというふうに考えております。

また、広域連携と申しましても、自治法上、一部事務組合、それから機関の共同設置、それから広域連合など、その形態は様々でございます。推進に当たりましては、近隣市町との調整といったものに加えまして、府との連携、調整、それから協議といったものも必要となってまいります。

私自身、縁あってここ忠岡町でお世話になることとなりました。選任同意を賜りました日の挨拶でも触れさせていただきましたけども、府庁勤務時代の経験、それから構築してまいりましたネットワーク、こういったものを最大限に生かしながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。杉原町長の決断力、行動力ですね。モットーとされている町長の力と、そして井上副町長のこれまでの経験とパイプと、合わせ技で取り組んでいただきたいなというふうに思います。

続きまして、3番、インターンシップ制度についてです。こちらは、昨年の議会においても質問させていただきましたが、施政方針でも取り上げていただいたということは大変

ありがたく思っております。そこで、このインターンシップ制度、どのような手段で実施されているのか、決まっている範囲でお答えいただけませんかでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

インターンシップにつきましては、学生に就職先を選択する前に本町の仕事を体験していただき、その後、本町職員採用試験を受験いただけるよう、その選択肢に加えていただけるようにすることで、優秀な人材確保に資する有効な施策であると認識しております。

現在、各部局におきまして、学生に一定期間体験してもらえる業務の洗い出しをしており、今後、その内容を取りまとめ、学生の参加しやすい時期である夏の実施に向け、募集をしてまいりたいと考えております。

募集の方法につきましては、インターンシップを各大学に広報できるサイトがございますので、そういった媒体を利用し、広く募集できるよう考えております。また、協定締結により必ず学生を派遣してくれる大学もあると聞いておりますので、そういったことも検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9番（前川 和也議員）

ありがとうございます。今、ご答弁いただいた中身というのは、私ごとなんですけども、私の把握しているインターンシップに熱心な自治体でも同じような取組をされておりますので、ぜひ倣って忠岡町でも取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

続きまして、4番、女性職員・フレックス制度についてであります。一昨日は国際女性デーであり、昨日は忠岡町でも男女共同参画計画推進懇話会が開催され、女性の活躍について、そして現在置かれている環境について議論がなされていたわけですが、今回、東京オリパラの件で、女性の社会進出についての報道がたくさんされておりました。

今、この議場を見ますと、こちらの議員席は女性が12名中5名、これは令和2年版の男女共同参画白書からしても、国内でも有数の女性議員がいる議会であります。一方、理事者側サイドとなりますと、女性は東部長お1人。その東部長も今月末をもって退職というわけですが、やはり男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、政治的とか経済的に文化的利益を享受し、共に責任を負って社会をつくっていかうとするのであれば、女性幹部職員の存在が求められているわけですが、そこで今後の女性の幹部登用への計画についてお尋ねいたします。よろしくお願

します。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

女性職員の幹部への登用についてですが、本町の女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の中で、管理的地位にある職員に占める女性の割合の数値目標を設定しております。計画を策定しました平成28年度における数値目標は20%、令和3年1月現在では26.1%となっております。

一般的に女性管理職が少ない要因として、育児や介護など様々な要因が考えられますが、育児をしながらでも職務が遂行できる環境を構築するなど総合的に対策しながら、女性職員の幹部登用にとどまらず、女性の活躍できる職場づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9番（前川 和也議員）

ご答弁で平成28年度の数値目標が20%、今年1月1日現在は26.1%に達しているという数字をお示しいただきました。そもそも勤続年数や、それに伴う経験、キャリア的に、女性職員さんの中で配属が難しいということで、平成28年はそのような低めかなというような目標設定がなされていたのかと推察しますが、今となっては私と同世代、もしくは年下の世代でも、女性の職員さんはこの役場内のあらゆる部局で大勢活躍されております。この先、積極的に幹部登用へ取り組んでいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

現在、5年後の目標設定をしているところですが、現在の数字が目標値を大きく上回っておりますので、見直しする数値目標はより高く設定することになると考えております。また、今後の推移につきましては、現在は40歳以上の女性職員が少ない状況ですが、20代、30代の女性職員が管理職になるタイミングにおきましては、数値はおのずと上昇していくものと考えております。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9 番（前川 和也議員）

ありがとうございます。積極的な登用への意思が確認できたことはよかったなというふうに思います。女性職員さんを幹部職員へ登用するには、教育でありますとか人事制度、変えていかなければならない点は本当に多くあり、役場での女性職員にとっての働き方改革について取り組める分野はたくさんあるかと思っておりますので、そのうちの1つ、フレックスタイムということで次の質問にも行きたかったんですけども、ちょっと残りわずかな時間ということで、また次回ということにこれはさせていただきたいなというふうに思っております。

この最後の質問、5 番、町政情報の発信・広報についてお尋ねいたします。これも何項目か準備をしておったんですけども、時間的にもう厳しいですね。最後、町長にご答弁をお願いしたいなと思うんですけども、町長自ら、町政の要所要所での動画による発信についてされてみるのはどうでしょうか。隣の泉大津市の南出市長なんかは、自ら動画による声明文をたびたび配信されておりますけども、町長自ら町民へ訴えかけることはとても有意義であると思っておりますが、ぜひ町長、この機会に SNS とかホームページで、そういう動画による配信というのを設けてみてはどうでしょうか。お願いいたします。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

どうもありがとうございます。大変ご頻出の質問でございます。私も考えております。お隣の南出市長みたいに、フレッシュな顔が動画配信できたらいいんですけども、何たって人相が悪いんで、その分、動画配信につきまして、住民の皆さん、命に関わるようなこと、また配信しながら私からの声をかけること、配信することによりまして住民の皆さんにより安心していただけるのであればということで、一生懸命原課とも相談しながら配信していきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

前川君。

9 番（前川 和也議員）

ありがとうございます。結びの言葉といたします。町長であれば直接語りかけてくれるものであると、期待を持って信じております。

町長の施政方針の最後には、「議会との連携を一層密にしながら」というふうにあります。二元代表制におきまして、議会としても車の両輪のごとく協力し、共に前に進めることのできる部分は多くあると思っております。意のあるところをお互いに酌み取り、共に忠岡の未来を切り開いてまいりましょう。

ということで、この代表質問を終了とさせていただきます。長時間ありがとうございます。

した。

議長（北村 孝議員）

以上で、前川和也議員の代表質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、河瀬成利議員の発言を許します。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬君。

2番（河瀬 成利議員）

おはようございます。議長のお許しを頂き、質問させていただきます。呈祥会の河瀬です。よろしくお願ひします。令和3年度施政方針について、3点質問させていただきたいと思ひます。

町長の施政方針の中で、私が一番忠岡町にとって重要ではないかと思つた点は、愛着が持てるまちづくりと思ひ、質問いたします。

今般、コロナ禍の中、約1か月前、令和3年2月13日、またしても東北地方が震度6強の地震に襲われ、大変なことが日本中、今、世界中で起こり、災害についても一度よく考えなければならないと思ひました。

関西地方では南海トラフ地震がいつ来てもおかしくない、今来てもおかしくない。はたまた、10年後来てもおかしくないという状況でございますが、本町が災害に襲われた場合、住民はパニックにならず、どういふ行動を起こし、どこに避難すればよいか、徹底した訓練を行わないと、災害が来てからではどうしようもなく、住民全員で訓練というのは無理なことであります。そこで、各自治会、自主防災組織の充実を図り、やはり自主防災組織の方々の意識を、災害に備え、少し考え方を変える必要があるのではないかと思ひました。

そこで、質問でございます。忠岡町として自主防災組織の意識づけをどのようにお考えか、お示しください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町では11の自治振興協議会があり、その全てで自主防災組織が設立されております。昨年は、コロナ禍のため実施はできませんでしたが、毎年11月末に実施している忠

岡町防災訓練では、体験型の訓練としまして全ての自主防災組織が参加し、また、大阪府と泉北地域の自治体で共同開催しております自主防災組織リーダー研修にも毎年参加いただいているところでございます。また、2月には阪神・淡路大震災や東日本大震災での被災経験のある方を講師として招聘している防災講演会を開催し、災害に対する意識の醸成に努めているところでございます。

今後、南海トラフ巨大地震の発生が予想される中で、万が一の際に冷静に行動するためにも、避難訓練や災害に対する知識や意識向上は大変重要なものと認識しております。今後も引き続き減災につながるよう、訓練や講演会の開催を通じ、各地区自主防災組織における防災活動の促進を図るとともに、各自主防災組織独自の訓練を呼びかけるなど防災意識の向上に向け取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（北村 孝議員）

河瀬君。

2番（河瀬 成利議員）

ありがとうございます。やはり災害が起こったときには、自治会、自主防災組織員が中心となって、我々議員もそうです、役場職員が先頭に立ち、住民の避難場所の指示ができるよう訓練、今、野外訓練ばかり行っておると思うんですが、1つの提案としまして、訓練会議ということを行ってもらいまして、職員、ここにいる議員ですね、もし災害が起こった場合は、必ず住民のためにその指導を行い、そして減災につながるようになるよう、よろしく願いいたします。

先日、テレビで東北震災のニュースを見たところ、今年は発生から10年、その規模の大きさ、津波による被害ですね、これは計り知れないものでありました。私が一番感じたところは、防波堤が3メートルありまして、そこに津波が来たと。そして、その下をまだ避難せず歩いている方々がいらっしゃいました。そして、放送では、役場でもそうだと思うんですけども、「大きな津波が来ているので避難してください」ということを一生懸命言っておるんですが、その人たちは壁の向こうなので、その状況が一つもつかめていないと。こういうところの細かい指示ですね。これを私たち議員、ここにいる12人全員が思い、役場職員の方々もそれを意識して、必ず忠岡町民が震災から被害が少ないというふうな形で私は行っていただきたいと思いますので、その辺のところをよく考えていただきたいと思います。よろしく願いします。

そして、1つの例といたしまして、隣の泉大津市は平成30年、台風21号の被害があり、穴師神社の大木が倒れたということで、自治会、自主防災組織の人員約600人が集まり、その対処をしたということを知りました。忠岡町としても、役場職員の方々はその台風の被害でいろいろ頑張っていたというふうに思いますが、その自治会、自主防災組織の意識をもう少し上げていただいて、指導いただきたいと。よろしく願いいたします。

そして、2点目の質問に入ります。このたび、危機管理課の設立を聞きましたが、危機が発生した際に、その影響を最小限にとどめるとともに、危機的状況からいち早く脱出し、正常状態へ回復を図るための活動を行うと思われませんが、自然災害、特に南海トラフ地震について災害を最小限にとどめるには、どのような対応、訓練をお考えか、お示してください。お願いします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

近年、全国各地で発生する大規模災害はもとより、平成30年の台風21号では、本町でも経験のない被害が発生したところであり、これらを踏まえ、より迅速かつ的確な災害対応ができるよう危機管理課を設置するものでございます。

南海トラフ巨大地震を初め自然災害の発生が見込まれる際、最も有効な被害の最小化策は、安全な場所へ迅速な避難行動を行うことと考えております。そのため、まずは住民に対し迅速かつ確実な情報伝達を行うことが最重要と考えており、情報伝達手段の多様化について検討してまいります。

また、非常時に備え、避難所や避難路の確認を行うという点からも、各自主防災組織における独自の避難訓練が重要と考えており、訓練の実施を呼びかけるとともに、訓練実施に当たっては全面的な支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、町で策定しております各種マニュアルの見直しや新たな計画の策定など万が一の際にも的確な災害対応ができるような取組を進め、被害の最小化を目指してまいりたいと考えております。

2番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬君。

2番（河瀬 成利議員）

ありがとうございます。危機管理課が4月にできるということで、先ほども言っておりますが、ここにいる議員、そして職員がいち早く被害を最小限にとどめることを願います。

そして、避難訓練ですね。これは私も参加をしたことがございます。やはりバケツをバケツリレーで運ぶとか、いろいろそういうふうなことを経験させていただきました。けど、震災が起こってから、津波が起こってからそのことを、バケツを運ぶとかじゃなく、本気で真剣な、ここにいる役職員の方、議員を踏まえて、訓練会議をぜひとも住民のため

にお考えいただきたいと思いますが。

先ほども申しましたけれども、3メートルの防波堤があるところに津波が来たと。忠岡町といたしましても、大津川がその例だなと思います。あれは3メートルぐらいあるのかどうか、ちょっと定かではないんですが、そこを津波が上ってくると。青空地区の方々がその下でおると。その津波が高月ぐらいまで上っていくと、いろいろなことが想定できると思います。それを住民全員に知らすというのはかなり難しいことではありますが、ここにいる議員皆さんで、役職員の方も踏まえて訓練会議を行っていただければ、その指導ですね。各自、高月から下の北区までいろいろ議員さんがいらっしゃいますので、そういうところを私たちも考えていきたいと思いますので、どうかその辺のところよろしく願います。

それでは、3点目、最後の質問です。伝統文化の象徴である忠岡だんじり祭を考えたいと思います。やはり子どもから世話人会まで挨拶を行い、知り合いをつくれる環境は祭りではないでしょうか。近年、ソーシャルキャピタルという言葉が持ち出されるようになりました。ソーシャルキャピタルとは、個人間のつながり、すなわち社会的ネットワーク及びそこから生じる郷愁性と信頼性の規範となる祭りを伝統文化の象徴と考え、愛着が持てるまちづくりということで考えていただきたいと思います。

そして、忠岡町といたしまして、祭りに対する考え方ですね、それをお示してください。お願いします。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

忠岡だんじり祭につきましては、各町会におきまして地域の子どもから年配者の方々、それぞれの年齢層に応じて、子ども会、少年団、青年団、若頭、世話人などに区分され、それぞれの役割や、祭礼運営ノウハウが確実に継承されていくよう、組織が整備されたものとなっております。

それぞれの組織において与えられた任務を全うする中で、日常の挨拶の大切さを学び、知り合いを幅広くつくれる環境に身を置くことにより、縦社会の付き合いが生まれ、豊かな人脈の獲得機会になっていることについても、よくお聞きするところでございます。

また、地域住民が主催します忠岡だんじり祭として欠かせない自主運営、自主規制、自主警備につきましても、連合会や役員会を通じて協議、検討され、安全・安心な地元の祭りとして続いているところであるというふうに認識しております。

町行政としましては、祭りという伝統行事の継続が世代を越えた社会的ネットワークを形成し、統制のとれた自主運営がなされていけるよう、今後におきましても適切な距離感を保ちつつ、後方支援を適切に行っていく必要があるというふうに考えておるところでございます。よろしくご理解のほどお願いいたします。

2 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河瀬君。

2 番（河瀬 成利議員）

ありがとうございます。その辺のところ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本町には、祭りという先人から受け継がれてきた伝統文化があるため、人々が強い絆で結ばれている郷土愛が育まれておると思ひます。祭り文化の継承をさらに尽力し、そのエネルギーを文化財や文化遺産を次世代へ継承していく人材づくりにつなげていくことが重要だと考えます。本町でも全庁的に有形、無形の文化財を次世代へ継承していく人材づくりに取り組んでいただくことを、よろしくお願ひします。

そして、今年は100年に一度の生之町の生帰のだんじりが新調される予定でございます。多分、忠岡では最後の新調になると思われまひます。この新調で、少子・高齢化により若者の祭りから離れていくのが起こっておりまひますが、やはりこれを機に若い人たちの忠岡町へ復帰を求め、祭りが面白い、楽しい、忠岡町に帰ってきたら楽しいことがあるということ、伝統文化の象徴として祭りを盛り上げて、住民一同で頑張って忠岡町をよくしようということをよく考えていただき、よろしくお願ひいたします。

これで私の一般質問を終結いたします。どうもありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上で、河瀬成利議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、三宅良矢議員の発言を許します。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

8 番（三宅 良矢議員）

よろしくお願ひします。なだ会の三宅です。質問の通告どおりに進めさせていただきます。

忠岡町の今後10年の核となる計画の進め方について、6次総合計画ですね、その作成過程におきまして、当初、会議の冒頭で忠岡の中心となる核の計画ですと。皆さんの忌憚のない意見を本当に重ねて重ねてというような、本当に熱いような、一発目にそのような意見を言うてた記憶があります。そういった計画を進めるに当たって、最後の4回目、5回目に当たっては、コロナ禍という状況があったにせよ、自宅のほうにいきなり郵送で放

り込まれてきて、意見があったらどうぞ、承認ですか、不承認ですかみたいなものだけが来たというのが、ほかではリモートもやっているとところもあれば、変な話、事前に職員さんからのレクやリファーマーとかもなしに、こちらからリファーマーできるような機会もなしに、そんなことがポーンと進められていくのが、これが10年に及ぶ計画の核なのかなというのがすごい甚だ疑問やったんです。

そういったことを踏まえて、中身については特段僕は申し上げることはないんですけど、この計画ですよ。これが一番重要な計画がこういうような扱いをするんだったら、じゃあほかはどうなっていくんだろうというのが、正直僕の疑問なところなんです。

で、考えれば、まず聞きたいのが、1点目は、なぜこのようなやり方を進めるに至ったのかということです。もう1点が、また今後もこのようなやり方というのを踏襲されていくのか、この2点が気になるところなんで、お答えください。一括でお願いします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

第6次忠岡町総合計画策定に当たりましては、合計5回、忠岡町総合計画審議会を開催し、そのうち第4回と第5回の審議会におきましては、書面開催とさせていただいたところでございます。本来でありましたら、審議会委員の皆様にお集まりいただき、審議会を開催すべきではございますが、第4回審議会については、12月開催。この時期は、大阪府において大阪府独自モデルでありますレッドステージの段階にあり、重症病床使用率が70%に迫り、医療体制が逼迫しているとして、医療非常事態宣言が出されておりました。また、第5回審議会は2月開催、この時期は大阪府に発令されておりました緊急事態宣言がさらに1か月延長された時期でありまして、本町におきましても、新規感染者が急速に増加している状況でございました。

通告書の中で、議員におかれましては、書面開催に対し、到底承服できるものではないとのことではございますが、審議会会長と協議をする中で、審議会委員皆様の安全を確保すること、また、委員の中には審議会では発言はしにくいですが、書面では意見を述べやすいという委員もおられ、意見の聴取は可能であること。オンライン会議に不慣れな委員もおられることなどを踏まえ、書面開催とさせていただいたところではございます。

また、書面開催においては、委員から頂いた意見に対する事務局の対応等を提示し、また承認、不承認といった意思決定については、ご意見を頂けるような様式とさせていただいたところではございます。

今回は書面開催とさせていただいたところではございますが、コロナ禍におけるやむを得ない対応であったということをご理解をお願いしたいと思います。

また、今後も同様の社会状況になれば、このやり方を踏襲されていくのかというご質問でございますが、委員の皆様構成にもよりますが、オンライン会議の開催に支障なくスムーズに進行できるようであれば、オンライン会議も可能であるというふうには考えております。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

8番（三宅 良矢議員）

皆さんも覚えてると思うんですけど、この20年で、目新しいところで4回、今回の新型コロナウイルスを含めて病気が発生してます。SARS、MARS、新型インフル、これ多分そんだけ大きく広がれへんかったから、皆さんそんなに記憶として古いと思うんですけど、基本的には5年に一遍ぐらいこのようなものが起こるんだという前提で、やはり今後の町の計画なり地域の在り方って、こういう会議を持つときも必要やと思うんです。そう考えれば、そのようなリスクは想定するんだというような前提で、今後、会議の予定を組んでいくときには、そのようなことがいつ起きてもおかしくない。だからこそ、通常開催ができないから、こういう開催に移れるんだというスムーズな予定を常に組んでいくべきやと思いますけど、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

このコロナ禍によりまして、夜間外出自粛など社会では今まで当たり前であったことが当たり前でなくなるなど、様々なことで考えさせられることとなりました。会議につきましても、この経験を生かし、リスクを想定しながらスムーズな会議が行えるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

8番（三宅 良矢議員）

5年に一遍ぐらいは、今後例えば、20年前はSARS、MARSがはやるかというときに、外国訪日客なんて今の10分の1ぐらいしかいなかったわけじゃないですか。じゃあ、今後も日本は、大阪も訪日客を基本的には昔みたいに戻すんだよという方向ではないということは分かってると思います。ということは、やっぱりそういう病気というのは海を簡単に渡って、広がりやすくなるということがあるということは、常にそういう危機意

識、リスクを含んだ上で対応していただきたいと思います。

その流れで、次の行政機能改革に移らせていただきます。庁内で行われている全ての傍聴可能な会議は、Z o o mやスカイプなどで中継しと、これも以前にお伝えもさせていただいてたんですけど、平日日中にわざわざ事前に予約を取って、15分前には予約を取って入らないと傍聴さえもできないという、まあまあそれはどうなんかなと思いました。それこそZ o o mさえあれば、費用対効果でいうたら、年間2万数千円で聞きたい人は誰でも聞けるような仕組みって完全に出来上がってはいるんで、これを契機に今後の会議ですよ。各種会議等がそのような形で行われていくのが基本としていくべきかなと思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

傍聴可能な会議はZ o o mなどを利用して中継できないかのご質問でございますが、このたびのコロナ禍によりまして、感染防止のため3密を避け、接触機会を減らすということで、社会的にインターネットを利用したテレワークやテレビ会議が急速に普及してまいりました。また、行政機関におきましても例外ではなく、テレビ会議が推奨されているところでございます。

本町におきましては、現在のところ導入は考えておりませんが、今後、行政事務のオンライン化の進行が予想されますので、導入につきましては、近隣市町の動向も注視してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

8番（三宅 良矢議員）

費用的には全然できないことはないと思ってます。できると思います。近隣市町も何やかや言うて、コストはかけてでもやってはいるじゃないですか、中継なり何なりを。近隣市町もやってるんです、実質。その規模のやり方の違いはあれ、やってるんですよ。やっていくべき違うかなと僕は思うんですけど、最後に何かその部分についてどうお考えでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本町におきます各種委員会や審議会は、傍聴可能としておりますが、現在のところ傍聴者が少ないという現状もあり、傍聴者がいないという会議もございます。近隣市町を見ましても、このような各種委員会の会議をネット配信している団体はないところでございます。

今後、近隣市町がこういった会議の傍聴をネット配信するようになりましたら検討させていただきたいというところでございますので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

三宅君、3回目になります。

8番（三宅 良矢議員）

もう質問はないですけど、近隣がしないと忠岡は動かないよという、この旧態依然のやり方が、何か僕はずっと引っかかります、今後も。また、こういったことは継続してお伝えさせていただきます。

次の質問に移ります。新型コロナワクチンの接種についてでございます。この4月下旬から予防接種が、報道等では開始されていくんだよみたいな報道もなされていますけど、その過程については一定のご説明は頂きました。このワクチンの接種ですよ、これにつきまして忠岡町としては感染拡大の観点からどのような効果があると考えてますか。それと、ワクチン接種することの効果ですね、どのように得ることができるか否かという観点で、接種についてどのように住民へ周知、伝達していきますか。回答をお願いします。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

新型コロナウイルス感染症に係ります予防接種法改正に対する附帯決議におきまして、国の主な役割として、新型コロナワクチン接種につきましては、最終的には個人の判断で接種されるものであることから、接種に当たりましては、被接種者がリスクとベネフィットを総合的に勘案して接種の判断ができるよう、必要な情報である予防接種の安全性及び有効性、副反応のリスク及び副反応を防止するための注意事項について情報提供を行うとの記載がございます。

本町としましては、国からの通知に基づき、クーポン券の発送の際に同封する新型コロナワクチン接種のお知らせ、新型コロナワクチン予防接種についての説明書を同封いたしまして、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方についてご理解いただいた上で、接種の判断をしていただきたいと思いますと考えております。

また、町広報紙及びホームページに掲載いたしまして周知してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

8 番（三宅 良矢議員）

すみません、もう確認です。まとめると、国のマニュアルに沿っていくんで、独自で町見解の独自見解というのは特段しないということによろしいでしょうか。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい、そうでございます。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

8 番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。方向性について1点ちょっと気になってたので今の質問なんですけど、その中で国自体が、今回のワクチン接種を努力義務の解釈ですね。次の質問にちょっと移ってます。すみません。国の接種について努力義務という位置づけで進めています。接種は強制でなくて、進めているんだけど、接種はあくまで任意なんだという現状におきまして、先ほどのワクチン接種のご回答も踏まえまして、ワクチン接種の呼びかけについて、呼びかけ時にどのようにその事実部分を留意されていくのか、お答えください。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員仰せの接種が強制ではない中で、ワクチン接種の呼びかけについて、任意の件についてどのようにということですが、クーポン券の発送を行います際には、同封いたします新型コロナワクチン接種のお知らせ、新型コロナワクチン予防接種についての説明書というものを同封いたします。予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスク双方についてご理解いただいた上で、接種の判断を頂きたいと考えておりますので、町広報、先ほども申し上げましたが、同じ町広報及びホームページにおきまして掲載し、周知を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

8 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

8番（三宅 良矢議員）

これも確認なんですけど、表示については、任意ということはしっかりと打ち出しているだけということでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい、そのようにする予定でございますので、よろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

8番（三宅 良矢議員）

このような質問をした理由なんですけど、今回の出てくるmRNAワクチン、DNAワクチンですね。これについては、短期的なリスクなり、先ほどのベネフィットとリスクなんですけど、効果は出されてるんですけど、やっぱり中長期については全く分かれへんというのが、この新技術を用いたワクチン接種の問題点なのかなと。その分かれへんから不安を助長させてるというのがあると思うんですよ。過去を遡れば、できた頃は、国が打て打てと、こんなすばらしい技術あるやんか、やれよやれよ、みんな行けよ、義務でやろうということでね。例えば昔でしたらヒブ、子宮頸がん、インフルエンザと、みんな義務やったと思うんですけど、最終的には、やはり痛ましいいろんな事故の報告があった上で、義務から任意という形に今なった経緯というのがあると思います。

一応ファイザー製については、事故補償は全て日本国がするという事なんですけど、先ほど部長がおっしゃいました1つ前の回答にあったリスクとベネフィットというやつですね。そのことを織り込んで、自己選択はそういった客観的な材料をしっかりと取り込んだ上で判断を仰ぐようなお知らせをお願いしたいんです。

何でかという、変な話、僕は打ってほしいんです。うち、父親とか母親にも聞かれたけど、打つてと言うたんです。短期的には、絶対理論上、打つほうが救命率、重症化率を絶対防ぐんで、打つ打たないの差で言えば、1,000倍以上のリスク軽減になるというのは聞いてるんで。最近でしたらロシア産ワクチンですね。ロシア産ワクチンは、多分mRNAワクチンやと思うんですけど、あれがすごく効果がある、もっと効果があるんだと

というような報告も出てきてるんで、それって僕がただ感情的にこれがええとかじゃなくて、やはり客観的な数値ですよ。数字というものをしっかりと示した上で、啓発を織り込んでいただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

三宅議員、これ3回目になりますんで、答弁をもってこの質問については終結します。東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

啓発には努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。よろしくお願いします。その流れを酌んで、また、それはコロナのワクチン接種後の話にはなってくると思うんですけど、海外ではワクチンパスポートと言われるようなもの、ワクチンを打たなければ海外に出国させへん、入国させへんみたいなこともやろうとしてる国もあれば、予定する国もあれば、それをまだ傍観してる国もあると思います。日本はどちらかということ、そういうことに関してはまだ公には言うてないんですけど、ただ、それが今後ワクチン接種が進むことで、僕が一番気になるのは、接種した、してないが、例えば公共施設の利用、行事への参加、または小店舗ですね、町なかの。あとは働いてる就業条件ですね。うちで働き続けるんやったら打ってくれよ的な話ですね。そういったことに波及しないかなというのが心配なんです。任意なのに実質強制になっているという、これが一番怖いかなと思うところで、国内でも国や地方自治体が介せずとも、自警団のような、そういうような仕組みができてくるのは僕はちょっとそれは違うかなと思ってるんで、忠岡町としてはそのような方向に向かないよう、どのように留意されていくのか、お考えを教えてください。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律の施行に当たりまして、新型コロナウイルスワクチンを接種していない者に対して、差別、いじめ、職場や学校等における不利益取扱い等は決して許されるものではないということを広報等に周知徹底するなど必要な対応を行うことなど、適切な措置を講ずるべきであると示されております。町広報及びホームページ等に掲載し周知してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

8番（三宅 良矢議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

8番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。先ほどもお伝えしたんですけど、同調圧力というやつですね。日本って何か、右向け右、左向け左。要は「何、空気読まんと言てへんと言ててるの、あんた」みたいな、そういうのが蔓延するのが一番の心配の種なんです。各種メディアの調査やったら、大体10%から20%ぐらいの範囲内で打ちたくないという層が一定数やっぱり存在してるんですよ。仮にこれが10%やと仮定したとして、40人の職場がありますと。その40人の職場で全員が打ちたいという思いを持てる職場が存在する確率って、計算上、100分の90の40乗で測れるので、ネット計算なんですけど、1.47%。ということは、98.53%の確率で、全員が打ちたいということに対して誰も文句言わへん職場って、同調圧力が発生してる可能性があるんです。理論上ですよ。あくまで理論上ですけど。そういうようなことも踏まえまして、今その辺が人権侵害になってくるのか、強制的に最終的には全員打たなあかんようになってくるのか、そこは分かりません、最終的には。ただ、それまでには、そこに行くまでは、忠岡町は取りあえず任意なんだということを前提に、そういうことで一定数そういう不利益処分なり不利益差別を犯すような場合においては、毅然とした態度はとっていただけるでしょうか、お答えください。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

町といたしましては、国の方針に従って対応してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

8番（三宅 良矢議員）

新型コロナワクチンについては、この辺が気になってましたんで、また予算委員会も踏まえまして、多分ほかの議員さんからもいろいろ意見があると思いますので、またしっかりと傾聴させていただいた上で僕も、僕自身がエビ、カニ、イカ、タコ、貝と、甲殻類がめちゃくちゃアレルギーがあるんで、打ってええものかどうなのかという相談もせなあかんのかと思うんですけど、ほんとに個々千差万別やと思いますんで、しっかりと一人一人に見合った対応を心がけてお願いいたします。

すみません。次の新型コロナ経済対策の地域波及についてご質問させていただきます。

先ほど、今もう3月。1月の下旬に国によって予算決定した中で、今回はちょっと事業再構築補助金というのを出させてもらってます。総予算1兆1,400億円、3分の2までの補助をくれると。ということは、1兆7,000億円規模の経済対策なんですよね。これが出て、まだ1か月もないんですけど、実質これを申請して対応するマンパワーというのが社会で少ないんですよ。

従来は、忠岡であれば商工会にお願いしますよねということやと思うんですけど、商工会、僕も話ができるんで聞いたら、やっぱり要綱が全て整わへんかったら、アドバイス、支援はできないですよと。でも、そういうとこって、低額、無償やから、みんな頼りたくなるんですけど、でも取りあえず一発目、二発目を早くやりたい。1回目の募集要領に間に合いたい、スピード感を持ちたいといえ、やっぱりどうしても社労士さんとか行政書士さんなりの専門家のコンサルタントですよ。すると、やはり何らかの支援料は、コンサルティング料は高くなると。これが発生します。

このように、商工会とか、そういう以上、コンサルタント未満ぐらいの、こういう中庸的に本町が支え、展開を支援していけるような取組ってできないのかなと。ここにも書いてるんですけど、やっぱり早い者勝ちなんです。早い者勝ちやし、単位が、よく忠岡町本町で独自支援すると、10万、20万、30万とか、個人なのか事業者なのかありますけど、やっぱりこれは何百万、1事業所当たり最大6,000万、借入れを含めたら9,000万なんです。だから、それぐらいこんなん徹底して行って、例えばこれが10業者、10の事業所が手を挙げてくれたら、それだけで忠岡に9億円の、最大ですよ、最大9億円の経済効果が出るということになるんですよ。そういったことを踏まえて、このような仕組みについて本町はちょっと一歩踏み込んだ形での対応、対策を狙えると思いますので、徹底できないのか、ちょっとお答えいただきたいと思いません。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

このたびのコロナ禍におきましては、度重なる自粛要請等によりまして、地域経済には大きな影響を及ぼしているところでございます。

令和2年度第3次補正予算におきましては、中小企業を支援するため、先生、先ほどおっしゃられました中小企業等事業再構築促進事業、また中小企業生産性革命推進事業など様々な支援策が示されているところでございます。これらの制度を使って事業を行うには、まずはその制度概要を理解し、スピード感をもって準備を進めることが重要であると考えております。また、事業の基本的な計画づくりと、申請に関するノウハウも不可欠で

ございます。

本件を含めまして、まず事業者には有益な情報につきましては、ホームページまたは窓口等、また商工業者の方とお話をする機会がございましたら、積極的にこのような事業があるという発信はしてまいりたいというふうに考えております。

また、商工会の話が出ましたけども、商工会もこの事業、中小企業等事業再構築促進事業の認定支援機関も受けておられますので、まずは制度の有無につきましては本町でも対応できますし、もう一步踏み込んだ相談につきましては、商工会もできるというふうに聞いておりますので、そのようにご案内してまいりたいと思います。

それで、議員先ほどおっしゃられました、その商工会以上の専門家という話がございませうけども、この制度につきましては、税理士であったりとか行政書士であったりとか社労士であったりとか、専門の資格を持たれた方がコンサルティング等をされているというふうにも聞いております。商工会におきましても、忠岡町にもこの認定を取られてる税理士の方が2名おられますし、近隣の自治体におきましても、泉大津でしたらたしか十一、二件の認定登録者があったと思うんですけども、そのような方のご紹介とかはできると思うんですね。そのようなことで、町でコンサルティングすることはできないんですけども、こうした事業がご利用できるように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

8番（三宅 良矢議員）

できる限りちょっとまた踏み込んでいただきたいなと。商工会、今お話にも出ましたけど、やっぱり要綱、要領が出てからですと言われるんですよ。今回、一次募集と、下手したら要綱、要領は同時スタートかもしれないんですよ。その1か月の間に、GビズIDを取ったりとか、予算の見積りを上げて書類を作って出すって、結構至難の業なんですよ、専門家が入っても。それを例えば2月の段階である程度概要は出てるんで、その段階から、これとこれとこれはしといてくださいと。で、作る要領が出たらやりましょうぐらいのちょっと踏み込んだ、商工会としても支援に行けるような形で、町としても促すか、何らかの形で仕組みづくりを与えていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

はい。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

議員おっしゃられますとおり、現在であれば経済産業省のホームページにかなり細かい説明が載っておるところであります。3次補正の予算が出た時点では、先生言われるよう

に細かい概要が出てないというところで、そうしたところはやはり専門家の知識や経験、そのようなどころが必要などころもあろうかと思えます。産業振興課におきましては、商工会とも密接に打合せもしてございますので、そうした対応にも取り組んでいけるように努力してまいりたいと思えます。

議長（北村 孝議員）

三宅君。

8番（三宅 良矢議員）

これも時間、これでなかなか。そうですね、実質この事業再構築補助金をどうしてほしいとかいうわけではなく、こういう国の施策ですよ、市町村の予算書に現れてこないやつ。本町も大体委員会が始まったら、目立った施策をどうすんねんとか、毎回そういう話がいろいろ出るじゃないですか。予算書に現れた予算でしかできないんじゃないかと、それに現れへんところでも幾らでもあるんで、そういったのも。

例えば、泉佐野さんやったら、クラウドファンディングを利用したふるさと納税で、その成長に対してのベネフィットを得るということ、実質3割以上のものを返せるという仕組みを作り上げたわけですよ。そういうようにちょっと仕組みを作り替えるだけでも全然違ってくるんで、またその辺をご理解いただいた上で進めていただきたいなと思えます。また、その辺も改めて意見させていただきますので、よろしくをお願いします。

最後に、すみません、時間がないので端的に質問だけです。町の遊休地の利用、活用についてです。前からも提案してきてるんですけど、施政方針でも「持続可能な行政運営ができるか否かにおきまして、限られた行政財産を有効活用」と書かれてました。用途制限などいろいろ仕組みの制限はあると思うんですけど、ちょっと少しでも貸し出すことで、それは金額的には微々たるものかもしれませんが、それに対する姿勢ですよ。うちの町、これだけ頑張ってるんやという姿勢を見せることも必要かなと思ってます。そういうような活用について、ご回答お願いいたします。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

忠岡町内におきましては、町営住宅の空き地が目立つ状況になってございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

令和3年度施政方針で、杉原町長が、町営住宅の現在空き地になっている土地の有効活用について検討を進めると表明されましたとおり、空き地の利用、活用について現在検討を進めているところでございます。

現在、策定中の都市計画マスタープランにおきましても、空き家となった住宅は順次除却を進め、空き地については集約を行うなど、効率的な活用方策を検討すると記載しておりまして、また本年、令和3年度には、公園の関係する緑の基本計画も策定をしていく予

定にさせていただきますので、その中でも十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

8 番（三宅 良矢議員）

結構です。

議長（北村 孝議員）

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、13時より再開いたします。

（「午前11時45分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（北村 孝議員）

次に、和田善臣議員の発言を許します。和田君。

1 番（和田 善臣議員）

呈祥会の和田でございます。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。なお、今日の午前、トップバッターとして前川議員が教育についての質問をされました。私も教育についての質問がございます。したがって、重なる部分があるかと存じますが、その辺はあらかじめご了承願いたいと存じます。

まず、町長の施政方針で重要施策第1の「子育てがし易いまちづくり」の中で、学校教育が充実したまちづくりについて質問させていただきます。

本件については、近年、あすなろ未来塾やICT技術の活用、また語学、特に英語力の向上に引き続き力を傾注していくと述べられています。これらについては、一定の効果を得る、あるいは今後期待できる施策として評価させていただきたいと思っております。

また、学校への支援として、学力向上サポーターの配置、小学校読書活動推進事業の継続、あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを引き続き配置する。また、学校に行きたくても行けない子どもの居場所づくり、これは忠岡町適応指導教室ですけれども、これを積極的に進めていくなど、一昔前なら考えもしなかった多種多様な事業を展開し、また展開されようとしています。

そのような中、一方で小学校の特定の学年でクラス運営というか、平たく言えば普通の授業ができなかったという事案もあります。私は、第三者が学校教育に口を挟むのは決して好ましいことではないと考えています。昨年12月議会にこのことを質問するつもりでしたが、今述べた理由により質問をしませんでした。しかし、その後、保護者からも

身近に起こった事例として相談を受けたこともあって、質問に至った次第でございます。

冒頭の前川議員の質問で、富本教育長、教育長として第1期、第2期についての主にハード面の充実、あるいは制度の充実を主に進めた旨のお考えを示されました。このようなハード面を充実するというようなことに軸足を置くことは必然であると考えております。しかしながら、このような性質のものの解決は、非常に難しいと考えております。また、こういったいわゆる学級が荒れる、学校が荒れるといったことは、今回に限ったことではありません。過去にも何度もこのような事案がありました。しかし、私が問題とするのは、こういった事例を起こす年齢が徐々に若年化している傾向にあると感じていることでございます。

そこで、あえて質問をさせていただきます。この特定の学年の児童が今後、健全な授業、学校生活が送れるようどのように対応していくのか、お聞きいたします。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

議員お示しの学年につきましては、小3以来、単学級での学級進行が継続したため、人間関係が固定化され、集団づくりの面で困難な状況がございました。さらに、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため臨時休業が3か月間続き、学級での子ども同士の関わりが持てない状況がございました。その結果、これまで以上に集団生活上の様々な課題を抱えたスタートとなりました。

これまでも担任以外の教員も当該学級に関わりながら取り組んできましたが、昨年7月からは国の人的施策を活用し、学級を2分割して少人数学級化を図りました。実質2学級体制になったことから、きめ細やかに子どもたちに接することができ、指導が行き届きやすくなりました。また、保護者と連携をこれまで以上に図り、学校と家庭が協力して健やかな子どもの成長に向け、共に取り組んでまいりました。

その結果、徐々にではありますが、落ち着いた雰囲気のある教室環境となってきたところでございます。3学期に当該学級の保護者を対象とした学校アンケート中の「学校に行くのを楽しみにしている」という項目では、63%の肯定的な回答、「授業が楽しく分かりやすい」という項目では、67%の肯定的な回答を頂いております。また、「保護者の相談に応じてくれる」という項目では、84%の肯定的な回答を頂いたところでございます。併せて、自由記述欄においては厳しいご意見もありましたが、「本年度は様々な取組のおかげで、コロナ禍の大変な時期でしたが、子どもが楽しく行けたことに感謝しております。先生たちが学年全体で補助していく姿勢をどうかこれからもお願いしたいです」といった大変ありがたいご意見も頂いております。教師が一方的に指導していく学級経営ではなく、子どもを信じて、子どもの伸びる力、主体性を伸ばしていく、支え高め合う集団づくりが重要であることを再認識させていただきました。

今後も教育の原点に立ち返って、学校と家庭の連携を密に図り、健やかな子どもの育成に努めてまいりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

1 番（和田 善臣議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

和田君。

1 番（和田 善臣議員）

ありがとうございます。一番厳しかった時期に、答弁にもあったように先生が応援された、そういうことも聞いております。教頭先生が特に入られたようですね、短期間ですが。それで、一たん鎮静化したということも聞き及んでおります。

私は、この学年の子ども、ちょっと気の毒やなと思うのは、いわゆるコロナ禍に襲われてまして、あらゆるというか、いろんな学校行事が中止になったり、あるいは変則的になったりということで、おまけに学力も一たんかなり遅れましたよね、授業が。で、何とかカリキュラムを終点まで到達することができたと、そのように聞いております。

このようにクラスが荒れる、こういったことになりましたとね、担任の先生1人では解決できないですよ。一刻も早く教頭先生、校長先生等に相談しまして、その対策を考えてほしい。今回、忠岡小学校のほうはそのように対応してくれたようで、ありがたく思っております。

その後のアンケートの結果も今示していただきました。中でも、「保護者の相談に応じた」というんですかね、これに対して84%の高い評価を頂いた。この評価ですね、相談に応じたという評価、これは非常に大事なことだと思っています。

私は、この学校が荒れたというようなことに対して、別に学校を責めたり、教育委員会を責めているわけではございません。原因というか、深い根っこというのが他にあると以前から考えているところでございます。それは次の質問でも関係してくることで、そこで述べたいと思います。また、この「保護者の相談に応じた」という高い評価ですね、これを忘れることなく、今後も粘り強く対応していただきたい、このように考えております。

この点について、先生方もちょっとのど元を過ぎればどうかということで、忘れることもあるかと思うんです。その辺の指導、途切れなく今後も続けていっていただければいいでしょうか。ちょっと簡単に一言お願いいたします。

議長（北村 孝議員）

石本理事。

教育部（石本 秀樹理事兼学校教育課長）

ありがとうございます。校長会等を通じて、議員から頂いた言葉のほうを伝えさせていただきまして、引き続き丁寧に対応のほうをしてまいりますので、よろしくお

願いたします。

議長（北村 孝議員）

和田君。

1 番（和田 善臣議員）

次に、施策の中で、切れ目のない子育て支援が充実したまちづくりの中で述べられている少子化、核家族化の中での就学前の重要性ということで、保育所、幼稚園、小学校の交流を図るとされています。言うまでもなく、幼稚園、保育所と小学校の連携は重要なことは言うまでもありません。しかし、これは私が何度も口にしていることですが、幼児にとって一番大切なこと、基礎となるのは、家庭での家族の触れ合い、教育、私の場合、これは主にしつけが大部分を占めていると考えているんですけれども、そこにあると常々考えているところでございます。

文科省の新指導要領の中で重要事項として「乳幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化として、朝から前川議員が言ったような、健康な心と体、自立心、共同性、道徳性、社会生活との関わり、思考力の芽生え等を具体的に挙げております。ほとんど思考力がないと思われる乳児期からスタートして、一定の社会性を身につけた子どもとなるよう大きな基礎部分を含むと、そこでは言及しております。

私は、生涯学習の中でも、特にこの小・中学校に進む前のこの乳幼児期が一番大切だと考えています。保育所の3歳から4歳児、幼稚園の年少の頃、この時期こそ幼稚園や保育所と保護者との関係が一番密であるべきだとも考えております。それを実行するため、園と保護者を結ぶ連絡表はもちろんのこと、先生と保護者との話し合う機会、接する機会をできるだけ多く持っていくべきだと考えているところでございます。それが園児の送迎時のほんの数分でもいいんです。あるいは、子どもを迎えに行くとき、そのときの数分でもいい。子供に何か変化が見られたら、即、保護者に尋ねる、また、その逆の場合、親御さんから先生に尋ねる、こういうこともあると思います。そういったことを常に頭に置きながら、登園時の時間、あるいは退園時の時間等を利用して、日々そういった心構えで接することが非常に重要ではないか、このように考えております。

もちろん先生や保護者が忙しいのは重々承知しております。その中で大変なご苦勞をおかけしますが、これだけ個人化が進んだ今日、せめて先生と保護者の方の絆ですね、そういったものが太くなるよう、一定のレベルまで園児たちを育てていただき、小学校へ送り出してほしいと強く願うところであります。

極論になりますが、ある一定の社会性を身につけた子どもを小学校に入学させることは大人の責務でもあります。ゆえに、子育て世代の方などもいま一度これら家庭での教育について学んでほしいと強く思います。学校教育以前の段階で教育の原点である家庭での教育の実践なしに、子どもたちに教育を平等に受ける機会は保障されないと言っても過言ではないと考えます。

いささか私の心情が入り過ぎましたけれども、私たちが今まで経験したことがない未曾有の少子化が進む中、この局面は過去に類を見ない最大の難局ではないかとも考えております。その中で、行政にとっては大変でしょうが、その底力ですね。行政の底力、あるいは手腕を発揮してほしいと思いますが、いかがでしょうか。具体的な細かい施策は述べてくれなくて結構です。どういう心構えでいくのか、どういうふうに持っていくのか、簡単にお答え願います。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

家庭における教育の難しさというところでのご質問というふうに認識しておりますが、議員ご指摘のとおり、子育て中の親の孤立化などが顕著になっておりまして、さらにコロナ禍の影響などもございまして、祖父母や近隣との交流についてもままならない状況の中、本当に苦しんでいる保護者も大勢おられることかというふうに存じます。

しかしながら、保護者を対象とする家庭への教育につきましては、学校教育とは異なり強制できないものでございまして、あくまでもその参加につきましては保護者の自発性に任せるしかございません。本町においては、孤立しがちな保護者でも多く集えるよう、児童館における「のびのびサロン」を初め、民間こども園における子育て支援センター、保健センターにおける各種事業を進めているところでございます。さらには、それぞれの事業をコラボさせるなどの工夫もしながら、家庭との距離をできる限り縮めていけるような取組を行っているところであります。

しかしながら、冒頭申し上げたとおり、その参加につきましては、強制はなじみませんので、あくまでも保護者の方の自発性に訴えるしか、ほかはないというふうに認識しているところでございます。

また、議員お示しの就学前教育、子育て支援の充実につきましては、教育委員会としましても非常に大切なものであると認識しております。その中でも、議員お示しの先生方と保護者との関わり次第で、園の運営そのものにも影響を与える可能性もございます。これまでもできる限りの関わりはできていると確信しておりますが、引き続き努力はしてまいりたいと考えております。

特に今後、公立のこども園を新たに整備してまいります。その敷地内に公立初となる子育て支援センターを併設する予定となっております。そのセンターを活用するなど様々な取組を進めていくことで、これまで以上に就学前教育、子育て支援の充実を向上させていけるように努力してまいりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

1 番（和田 善臣議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

和田君。

1 番（和田 善臣議員）

ありがとうございます。現在の教育環境を見ても非常に厳しいことは承知いたしております。しかし、さきの質問で述べた「原因というか深い根っこは他にある」と申し上げたのは、これは「一定のレベルまで園児たちを育てていただき」というこの1点だと考えています。ただ、幼児の頃は保護者も学習などの習得にそれほど強い執着はないと考えております。そういう理由で、朝園児を送り、「行ってらっしゃい」と。夕方には「お帰り」と元気に迎える。これで十分と考えがちになります。ここに落とし穴があるように思えるのも事実でございます。

小・中学校に入ってから、はるかに大きなエネルギーが必要で、何倍ものマンパワー、ひいては異次元の予算が必要になってくる。それはちょっと教育改革に取り組むには無理な状態だと思っています。それで、そのときは時既に遅きになってしまう。加えてウィズコロナの時代です。中長期の視点から私は、保育所、幼稚園の職員を増員してでも、それに携わる先生方と保護者の絆を太くすることにより強い信頼関係を構築し、今までより、これは言い方が悪いかもしれませんが、ワンランク上の子育てを実施してほしい。それが広がりを見せた後、学校園、家庭、地域の連携を密にするという次のステップに移行してほしいと強く願っています。

ここでの答弁は、私の私見が強く入っていますので答弁は結構です。ただ、先ほど申し上げた「原因というか深い根っこは他にある」と言ったのは、「一定のレベルまで園児たちを育てていただき」というこの1点だと考えていますので、これについて今後もよろしくお願いしたいと思います。

次に、重要施策2の「誰もが暮らしやすいまちづくり」の中で、「総合福祉センターの指定管理会社のもと、福祉センター外1館の利用促進を図る」と述べられています。新年度からは（株）ビケンテクノが新たに指定管理者になります。本業者は、会社概要を見てもかなり実績のある会社でございます。また、業者を選定する際にはプロポーザル方式で決定した旨の説明を受けております。同社の提案内容の抜粋を見ましても、充実したものになっていると考えております。その部分で、過去5年間よりきめ細かい多様な事業を展開してくれるものと期待しているところです。

しかし、12月議会に入る前から聞いたところでは、福祉センター内に事務所がないとの説明を受けました。これでは果たして充実した管理運営ができるのか大きな疑問に思っております。また、業者の士気が上がらないことも考えられます。どこかの部屋を間仕切りしてでも、専用の事務所を設けられたい。また、前町長にも換気をよくするという意味で提案した役場職員と社協との人事交流も考えていただきたい。この2点について、お答え願います。時間がないので簡単をお願いしたいと思います。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員ご質問の件でございます。忠岡町総合福祉センター及び東忠岡老人いこいの家の指定管理者につきましては、令和3年3月をもちまして指定の期間が満了することから、令和3年4月から新たな指定管理者の募集をさせていただきました。その指定管理者の応募者には、事務所スペースを新たに設けず、2階受付カウンターで事務処理を行っていただくことを説明しておりました。その後、指定管理者が決定し、事務打合せを行う中で、パーテーション等での間仕切りで事務所スペースを確保したいとの要望がございました。その場所につきまして、具体的に広さや間仕切りの方法など協議を重ねてまいりましたが、結果的には2階受付カウンター内におきましてインターネット回線を敷設するとともに、コピー機を設置し、事務処理を行う旨の回答がございました。一たんこれで協議を終了しております。

また、ご質問いただきました人事交流につきましては、社会福祉協議会及び町職員のレベルアップや見識を広めるため、来年度実施に向け、現在検討中でございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

1 番（和田 善臣議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

和田君。

1 番（和田 善臣議員）

ありがとうございます。話はそれですけれども、約1年ほど前に、民間で「街角デイハウス ハナミズキ」という施設がございました。これは、リタイアされたご夫婦とめいごさんが入り、曜日ごとに多様な講座などを実施されてきました。それも自宅の一部を開放して、一部というか1階部分を全部開放して、大変なボランティア活動でございました。私も二度ばかり見学させていただきましたが、年間に300万円の事業費が出たと聞いております。しかしながら、この金額では本当に赤字であろうというのは簡単に予想できます。このご夫婦が高齢になったことで、残念ながら去年の3月をもって閉めたようでございます。この施設を見学した際、利用者の方々は喜々とした表情で参加されていたのがとても印象に残っております。このことから、新しいこの福祉センターの管理者には、このように魅力ある事業を展開してくれることを期待しております。また、そうしなければ町長の言う利用促進はかなわないと考えているところでございます。

そこで、今のところカウンター内で事務をやっていくんやということを、今、答弁でお聞きしました。しかしながら、やはり個人情報のこともしっかりと、専属の、狭い部屋で結構です。事務所を今後つくっていただけるようお願いしたいと思います。簡単に、どうですか。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

新たな指定管理者と、必要なかどうかというところ辺りもまた協議してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

和田君。

1 番（和田 善臣議員）

それでは、最後の質問になりますが、重要施策 3 の中の「生涯にわたって学べるまちづくり」について、文化会館に関してお聞きしたいと思います。

忠岡町文化会館は、言うまでもなく公民館、働く婦人の家、図書館の 3 館の複合施設になっております。中でも公民館、働く婦人の家は、事実上 1 館のように運営しているところではありますが、特に公民館部分では建設当初から視聴覚室、会議室、集会室、茶室などの部屋がありますけれども、茶室だけはその名のとおりですが、他の部屋の中身は長机と椅子を並べてあるだけで、工作室や美術室、あるいは工芸や絵画、陶芸などができているをなしておりません。音楽しかりです。視聴覚室などは、テレビのモニターと古いビデオデッキがあるだけでございます。せめて工作や絵画、陶芸のできる部屋に改装していただきたくお願いしたいと思います。これは今すぐとは言いませんが、近い将来実施いただけるか、まずお聞きいたします。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

文化会館の運営につきましては、現在、文化会館運営委員会を開催し、いろいろと協議、検討を行っておりますので、その中で今後の施設の在り方も含めまして検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

和田君。

1 番（和田 善臣議員）

今後よろしく願いしたいと思います。

続いて、中学校校舎を間借りしてスタートし、以来半世紀以上、連綿と続いてきた日本の伝統文化を中心に開講してきた 17 の定期講座ですね、それを再開されたい。いわゆる定型的な講座、通年にわたってする講座ですね。それを再開されたい。

私は、これらの講座を廃止すると聞いたときは、これでは公民館活動が退化すると警鐘

を鳴らし猛反対したのですが、所期の目的は達したとの理由で強引に閉鎖され、今に至っております。その間、案の定、俳句を初め、話し方教室はなくなり、往時は4つもあった茶道も今では1つになっております。華道ばかり。また一時、陶芸もいい作品が出てきましたけれども、今はそれも消滅しています。また、文化祭作品展を見ても、出展数も減少し、寂しい限りであります。住民のニーズも取り入れ、新しいことを実施することも大切ですが、行政として、あるいは公だからこそ実施しなければならないものがあります。半月ほど前も、元講師の先生から「あなたがいながら、何であの講座を閉鎖したのか」とひどく叱られました。何も私のほうから申し開きはできなかった状態でございます。このことは、本議会でも質問し議論したところでございますが、いまだによい答えは頂いていない。そこで、再度これらの講座を再開されるお考えはないか、お聞きいたします。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

先ほどと同じ答弁になってしまいますが、現在、文化会館運営委員会を開催しております。その中で、今後も文化会館として事業を展開する中の分を協議、検討しておりますので、その中でしていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

以上で、和田善臣議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、松井匡仁議員の発言を許します。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井君。

7番（松井 匡仁議員）

無所属なだ会、松井です。一般質問いたします。よろしく願いいたします。先日の町長の施政方針演説から人口減少問題及び第6次忠岡町総合計画について伺います。よろしく願いいたします。

では、まず人口減少問題について伺います。

忠岡町の人口は、令和2年12月末現在、住基台帳上で1万6,932人となっております。

り、平成22年のピーク時から10年間で1,217人減少しています。また、令和2年度は国勢調査の実施年度でありました。調査結果はまだ公表されていませんが、前回調査の結果や社人研が公表している人口予測などを考慮しますと、今回発表の人口は、現在作成中の第6次忠岡町総合計画における4年後、令和7年の人口予測1万6,634人を現時点で既に下回っていると考えられます。このままでは、9年後、令和12年の忠岡町の人口は1万5,200人程度となってしまい、かつ65歳以上の人口が全体の3割以上を占める町になってしまう可能性があります。もし本当に10年後、9年後、こうなってしまうと、忠岡町は税収の面から考えましても、かなり厳しい財政運営をしなければならないと思います。今は、この人口減少に歯止めをかける政策が、忠岡町における今後10年間の最優先課題と考えます。

副町長は、大阪府の政策企画部や市町村課でおられたと聞いております。この人口減少に対して、今後、忠岡町がとるべき政策についてご意見を伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（北村 孝議員）

井上副町長。

副町長（井上 智宏副町長）

人口減少時代に突入いたしまして、国におきましては、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンが示されました。また、府の人口ビジョンにおきましても、目指すべき将来の方向性や、取組に当たっての基本的な視点、方向性が示されております。本町におきましても、人口の将来展望を見通し、それを踏まえて取組を進めていくことが必要であると認識しております。

府の人口ビジョンでは、人口減少、またそれに伴う超高齢社会がもたらす影響を府民生活面、経済雇用面、都市まちづくり面、こうした3つの面から示してございまして、基礎自治体でございまして本町としましては、特に住民生活面や都市まちづくりの面で取組を強化していく必要があるのではないかと考えております。

併せて、ご指摘にもありましたように、人口減少により町税を初め歳入の減少や、高齢化による社会保障経費の増加など歳出の増大により厳しい財政状況が今後見込まれることと存じます。

こうしましたことから、議員お示しのように、人口減少社会に対応した政策、施策をどう進めていくかについては、今後の本町における重点課題であると考えております。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井君。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。今、副町長がおっしゃられましたとおり、日本全体が人口減少時代に入っています。しかしながら、日本の人口減少率を見ますと、10年間で2%減です。大阪府においては、10年間でほぼ横ばいです。しかし、忠岡町は10年間で10%の減です。お隣の和泉市は10年間で人口増です。日本全体は人口減少時代に入っていますが、基礎自治体においてはもはや人口の取り合いに入っています。

先ほど副町長が、都市まちづくりの面で取組の強化をしていく必要があるとおっしゃられました。そのとおりやと思います。しっかりとした中長期の計画を立てて、確実に実行したまちだけが、この人口減少時代で生き残れる自治体やと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

副町長。

副町長（井上 智宏副町長）

国全体で人口減少が見込まれております。また、ご指摘にもありましたように、その減っていく中で地元自治体間でいわゆる取り合いの状態というような状況になっておるといのは十分認識しております。そうした中で、いかに本町として人口減少を食い止めるか、また減少をいかに鈍化させていくことができるかというようなところが肝要かと思えます。そのためには、先ほどご答弁させていただきましたように、住民生活面やまちづくり面での取組強化、こういったものが必要となってくるだろうと考えております。

あくまでも私見でございますけども、例えば住民生活面では、子育て・教育環境の向上でありますとか、高齢者の社会参加、それから高齢化が進みますので、防犯力や防災力の強化、こういったことへの取組、それからご指摘のありましたまちづくり面では、高齢者に配慮したまちづくりというようなものはもちろんのこと、本町の場合、忠岡駅を中心というようなことが想定されますので、駅前環境の向上でありますとか、駅周辺のにぎわいづくりなど、そうした取組を進めていくことになるのではないかと考えております。

いずれにしましても、ソフト面、ハード面、両面での取組によりまして、定住魅力、それから都市魅力を向上させていくことが必要であると考えております。

議長（北村 孝議員）

松井君。3回目です。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。もっといろいろお話ししたいんですが、今日は時間もありますので、次に移りたいと思います。

次に、第6次忠岡町総合計画について伺います。第6次忠岡町総合計画では、人口減少対策について力を入れるべき取組として、「子育て世代に対する支援を行うことで、この世代の転出の減少と転入の増加を図る」と記載する一方、具体的な施策や事業は記載されておられません。10年後の忠岡町を考えるのであれば、今、何らかの施策を取らないと手

遅れになると考えますが、人口減少対策についての具体的な施策や事業はありますでしょうか、公室長に伺います。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

第6次忠岡町総合計画では、10年後の目標については、子育て世代の支援を通じて出生率を1.6へ、子育て世代の移動を近郊に持っていくことなど、人口減少が緩やかになることを目指していることから、子育て支援に関する施策は重要と捉えています。

第6次総合計画では、全部で27ある施策のうち、5施策が子どもの分野に該当し、うち2施策は子どもの教育に関する事、残り3施策は子育て支援に関する事となっております。この子育て支援3施策に関しては、保育サービスの充実、子育て施設の充実、仕事と子育ての両立支援などを施策の展開方向としているところでございます。

今後、具体的な施策を検討してまいります。子育て支援に関する施策以外にも、定住促進につながるような施策についても、関係各課と協議しながら検討してまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

松井君。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。いろいろ考えていただいているんやなということが分かりました。しかし、これを実行に移していただかないといけませんので、また予算を立てていただいて、ぜひ実行してください。よろしく願いいたします。

それでは、次に移ります。また、この総合計画では、「本町からの転出の多くは、20代から40代の男女であり、子育てや教育に関する施策に不満を抱えており、これを要因として転出することが示唆されている」とありますが、私はこの要因だけではないと考えております。この20代から40代という年代の多くは、もちろん子育てもしております。しかし、ついの住まいを探す年代でもあると考えております。現在の忠岡町の住宅事情では、セットバックや敷地面積などの問題で、生家の建て替えや二世帯住宅への建て替えは非常に難しく、また、新築用の土地を町内で探すことも困難な状況にあるため、住環境や建築条件のよい他市へ転出が増加していると考えています。この住環境の改善、密集市街地の整備や狭隘道路の拡幅なども喫緊の課題と考えますが、いかがでしょうか。担当部長に伺います。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

住環境の改善、密集市街地の整備、狭隘道路の拡幅等について、ご答弁申し上げます。

本町は、歴史のある住宅地が存在しております。その周辺道路は、戦後に拡幅整備がされてきましたけども、その住宅地内の道路はおおむね細街路となっております。一方で、高度成長期に宅地開発された住宅地におきましては、道路幅員等が許認可によりまして一定確保されている状況がございます。また、近年では、産業の転換等によりまして工場が宅地化をされまして、忠岡駅東地区を中心に市街地が広がり、その流れが現在も続いているところでございます。

本町では、現在策定をしております都市計画マスタープランの中で、生活環境の改善や安全・安心の確保を目標に掲げており、空き家対策の推進、公園や生活道路の確保、防災・防犯対策の推進などに取り組んでいくこととしております。

ご質問にございます住環境、密集市街地の整備につきましては、まずは空き家対策、そして建築物の更新による不燃化の推進を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

また、狭隘道路の拡幅につきましては、村中全ての道を広げるというのは現実的ではございませんので、まずは比較的広い道から村中に入る角地ですね。これは従前から対応してまいりましたけども、住民の方に協力をお願いし、また、町も費用負担を一部行い、拡幅してきたという住宅地もたくさんございますので、そのような取組は引き続き行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井君。

7番（松井 匡仁議員）

ぜひお願いいたします。これにつきましては、すぐできることではありませんので、しっかり計画を立てていただいて、予算をつけて実行していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

では、次に2019年改正建築基準法について伺います。昨年、忠岡町は新浜地域を除く全地域を準防火地域に指定しました。2019年改正の建築基準法では、「防火地域及び準防火地域における延焼防止性の高い建築物においては、建蔽率の10%を緩和する」とされております。忠岡町にとってはすごく大事な情報やと思います。このような情報を広く町民の皆さんに周知していただいて、建て替え等における相談窓口をこの庁舎内に設置するお考えはございませんでしょうか。担当部長に伺います。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

はい。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

本町におきまして、準防火地域での指定拡大は従前からの課題でございまして、何とか大地震等における延焼を防いでいきたいという思いで計画いたしまして、都市計画審議会の議を経まして、その地域を拡大してきたところでございます。議員ご指摘のとおり、その指定区域の拡大につきましては、令和元年1月より臨海地域を除く忠岡町全域を準防火地域に指定拡大したところでございます。

一方、建築基準法の改正につきましては、これも議員ご指摘のとおり、最近の大規模火災をめぐる状況や防火関連の技術開発をめぐる状況等を踏まえ、建築物、市街地の安全性確保、既存ストック住宅の活用、木造建築物の整備の推進などの社会的要請等に対応して規制が見直され、ご指摘のとおり、準防火地域における建蔽率の緩和につきましては、令和元年6月に、密集市街地における大規模火災を防止するため、準防火地域に指定された市街地における建築物の更新を促進することを目的に、法改正をなされています。規制緩和がなされたということですね。これは大規模火災を引き起こした先例が幾つかあるんですけども、この地域が準防火地域に指定されていたにもかかわらず広がってしまった。これは建築物を更新してない、建築基準法以前の建物が多かったということが背景にございます。

議員ご指摘のように、このような情報を事業者の方はよく知っているんですけども、住民の方はよくご存じないということもありますので、こうした防火性能を上げていくような技術であったりとか、このような法規制につきましては、いろんな機会を通じまして住民の皆様に周知をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井君。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。多分糸魚川のお話やと思うんですけども、これも簡単なお話で、広報で皆さんにずっと知らせていただいて、それで相談窓口をつくってくれというお話なんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

準防火地域に指定してから定期的に広報に載せてはきたんですけども、改めてこの建蔽率の緩和も含めまして、広報またホームページで情報を周知してまいりたいと思います。また、窓口相談につきましてはこれまでも、大半が事業者の方ですけども、おいでになられた際には情報をお伝えしておるんですけども、住民の皆様が来られても対応できるようにしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井君。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございました。ぜひよろしく願いいたします。

では、最後に空き家対策について伺います。

現在、忠岡町では130軒の空き家を把握しています。実際の空き家はもっと多いと推測されますが、空き家が放置される理由の多くは、取り壊し費用が高い、それと取り壊した後の土地の固定資産税が、取り壊し前の4倍程度に跳ね上がるという理由があります。

そこで、空き家を取り壊した後も10年間は固定資産税を据え置くことで、税差額を取壊し費用に充てていただき、取り壊しを促進して、住宅事情の改善と空き家火災や老朽化による倒壊などの対策に生かしていければと考えております。地方税法上は可能だとお伺いしているんですが、いかがでしょうか、担当部長に伺います。

すみません、空き家対策のほうとこの地方税法上のこと、2つお願いしたいんですが、お願いいたします。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

まず、空き家対策につきまして、私から答弁させていただきたいと思います。

平成26年、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことを受けまして、本町関係部署により構成される検討会を設置し、事案に応じた相談窓口を設けさせていただきました。

次に、本町の基本的な取組姿勢や対策を住民に示し、空き家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年度に忠岡町空き家等対策計画を策定したところでございます。

現在、空き家政策に関係する本町の状況ですけども、人口が平成22年をピークに減

少傾向でありまして、国立社会保障人口問題研究所の公表資料によりますと、令和12年には1万5,240人、22年には1万3,919人になるというふうな推測もございます。そのような人口減少に伴いまして、今後ますます空き家は増加していくものと思われまますので、空き家に対する対応はまちづくりの観点からも重要であるというふうに認識をしております。

このようなことから、危険な空き家は撤去また改修の指導を現在もしておりますが、その指導をしつつ、まだ使える住宅については良質なストックとして活用できる方策を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

住民部（村田 健次部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

村田住民部長。

住民部（村田 健次部長）

議員仰せのとおり、地方税法上、固定資産税を据え置く措置は可能でございます。しかしながら、その措置の実施につきましては、税の公平性を担保でき得る公益性が不可欠であると考えております。今後、調査研究してまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井君。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございます。谷野部長、空き家対策についてはかなり真剣に取り組まれていると思っております。ただ、これ日本全国、なかなか進まないのが現状です。どこまでいってもやはり民間の方のお力でしかできませんので、難しいところがあるかと思いますが、これからもぜひよろしく願いいたします。

固定資産税のほうなんですけれども、これ、忠岡町も補助を出してできれば一番いいんですけれども、なかなか許さないところもありまして、今回ちょっと挙げさせていただきましたのは据え置きというお話なんですけれども、公平性の立場からというお話だったんですけれども、これ、実は忠岡町、予算としての持ち出しはないんです。固定資産税を据え置いたところで固定資産税の税収が下がるわけでもない。やっぱり一歩でも進まんと、このままおったらじり貧なんです、忠岡町。何か考えて進んでいただきたいと思っておりますので、また町長、ひとつよろしく願いいたします。

以上で質問を終わりますが、今日質問しました本町における人口減少は、本町の存続に関わる非常に重要な問題です。今日から10年。10年が勝負やと思っております。皆さ

ん、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上で、松井匡仁議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、小島みゆき議員の発言を許します。

小島君。

4番（小島みゆき議員）

4番、公明党の小島みゆきです。議長のお許しを得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、新型コロナウイルスでお亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げます。また、ご遺族の皆様へお悔やみを申し上げますとともに、感染された皆様へお見舞いを申し上げ、一日も早く回復されるようお祈り申し上げます。

新型コロナウイルスが流行して、1年を過ぎました。1都3県の緊急事態宣言はまだ続いています。大阪府の2度目の緊急事態宣言はようやく明けました。まだまだ新型コロナウイルスに対しては油断をすることができません。

新型コロナワクチン接種も医療従事者から始まり、今後、4月以降に65歳以上の高齢者の方へワクチン接種が予定され、その後に基礎疾患のある方、高齢者施設の従事者、そしてその後にそれ以外の一般の方への接種になるようです。

忠岡町でも3月には接種券を発送されるとお聞きしています。国に入ってくるワクチン数、また忠岡町に入ってくるワクチンの数量が問題になると思いますが、無事故でワクチン接種ができるようにと願っております。

では、質問させていただきます。

忠岡町には65歳以上の高齢者は何人いらっしゃいますか。また、16歳以上は何人おられ、町としてどれぐらいの方の接種を見込んでおられますでしょうか。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまの質問につきまして、現在65歳以上の高齢者人口につきましては、令和3年1月1日現在で4,826人、16歳以上の人口は1万4,784人となっております。

現在、忠岡町におきましては、町が実施主体となっていく、議員もご質問いただきました高齢者への優先接種の実施に向けて、接種体制について整備を行っているところでございます。

国は、当初は3月下旬より高齢者への優先接種の実施に向けて準備を進めておりましたが、ワクチンの供給が遅れているとのことで、現在、4月下旬よりクーポン券の発送を想

定しているとの報道がなされたところでございます。本町も3月中にはホームページに掲載というところで、先日、月曜日の日にホームページのほうに掲載いたしました。接種券や予診券、接種の案内を同封したクーポン券も4月中には発送し、また同時にコールセンターも設置予定としております。クーポン券が届きましたら接種の予約をしていただくこととなります。

本町の接種者の想定につきましては、最近のある世論調査では「接種したい」との回答が約7割との結果が示されました。徐々に接種希望者が増えてきている状況であると思われれます。本町としましては現在、8割接種していただけることを想定し、役場、保健センターで行う集団接種と町内の医療機関で行っていただく個別接種を並行していく予定をしております。現在、医療機関の先生方と調整を行っているところでございます。

本町へワクチン配分がなされ、接種が可能となれば速やかに対応できるように体制づくりを行っておるところでございますので、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

小島君。

4番（小島みゆき議員）

では、よろしく願いいたします。

次に、ワクチン接種を今おっしゃいましたように集団接種と個別接種で行うとお聞きしていますが、ワクチン接種をして15分から30分は副反応が起こるかもしれないので様子を見なければいけないようですが、何も起こらなければいいのですが、データではアナフィラキシーショックが100万人に5人、20万人に1人の割合とのこと。

日本でも8日までにファイザー製のワクチン接種を受けた方が、7万796人で、そのうち8人の方がアナフィラキシーショックを発症されたようです。咳、発熱、じんましん、血圧低下、息苦しい、呼吸が速いなど、投薬後に症状は改善されたようですが、アメリカのデータよりも多い割合で起こっていることで、田村厚労大臣も12日の専門部会で「分析する」ということでしたが、本当に心配になります。

アナフィラキシーショックが起きた場合、迅速な治療が必要です。すぐに治療しなければ命を落とすこともあるそうです。集団接種では救急隊が待機して、すぐに対応していただけるようですが、個別接種の場合、すぐに対応することが厳しいと思いますが、アナフィラキシーショックが起きた場合の対応はどのようにお考えでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員仰せのアナフィラキシーショックでございますが、じんましん、血圧低下、呼吸困

難等の症状が現れると言われております。多くは接種後30分以内に起きると言われております。今回の接種後の経過観察を接種者の状況により15分から30分程度行うことが必要となっております。すぐに薬を投与などすれば治療ができるため、役場、保健センターで行う集団接種会場では緊急対応ができるよう、救急用品及び薬剤等の配備を行います。また、場合によっては救急搬送を行うことを想定し、議員も仰せのように救急車及び救急隊員の待機を行う予定でございます。

また、町内の医療機関で行っていただく個別接種におきましても、平日及び土曜日に接種していただくこととなるため、救急搬送が必要となることも想定し、消防署と連携して対応してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

小島君。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。対応のほうをよろしく願いいたします。初めてのことで、いろいろなことが手探り状況とは思いますが、アクシデントが起こらないことが一番ですし、起きてほしくはありませんが、準備をしておくことが大切だと思います。協力していただきます医療従事者の皆様にも感謝申し上げます。

そして、快くご協力くださいます医療従事者の皆様にも、安心してワクチン接種をしていただけますよう町としてしっかり取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

町としましてもしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、住民の方が安心して速やかに接種が受けられる体制づくりを努めてまいりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

小島君。

4番（小島みゆき議員）

いずれもよろしくお願いいたします。とにかく無事故で行われるよう、また不測の事態が起きた場合の対応もよろしくお願いいたします。また、午前中の答弁の中でも、接種券の発送の中にワクチン接種の説明や副反応のこと、クーポン券を入れて発送すると言われていましたが、その中に問診票を入れられてはどうかと思います。会場での問診のときに一からではなく、それを見て確認しながら問診していただいたほうが時間の短縮にもつながると、他の自治体でも一緒に送るところもあるようです。いかがでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

はい。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

言葉は違うんですけれども、予診票というのを同封させていただきますので、問診に代わるものとなります。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

小島君。

4番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。よろしくお願いします。

では、次の質問に移らせていただきます。町長の施政方針でも言われていた「読書活動の推進事業」、とてもいいことだと思います。子どもたちに読書活動の推進を行う中で、大勢の方が本を手にとることで菌に触れてしまうことになってしまいます。そこで、手洗いや手指を消毒することは当たり前なのですが、子どもたちが直接手に触れる図書の消毒をすることも大切だと思います。

特に図書館での図書除菌機を設置してはどうかと思います。図書除菌機は、本の下からファンを送り、風で本が開いた状態で紫外線を当てることで、表紙とページの除菌、消臭抗菌を行います。ページの間挟まったほこりを取り除いたり、消臭抗菌剤を使用するため、においも取り除くことができます。1度に6冊の本を30秒で除菌することができるそうです。新しい生活様式では、除菌は当たり前になりつつある中で、安心して図書を読んでいたきたいと思います。

図書館で読んだ本の感想や履歴が分かる「読書手帳」の利用の推進等もおっしゃっておられました。少しでも多くの本を読んでもらいたいとの町長のお考えだと思います。本を誰が触ったか分からず、不安を抱える人もいます。少しでも不安を解消して読書を楽しんでほしいと思います。子どもたちが安心して図書を借り、読むことができます。ぜひ、図書除菌機を設置してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

教育部（二重 幸生部長）

議長。

議長（北村 孝議員）

二重教育部長。

教育部（二重 幸生部長）

昨年3月以降、最初の緊急事態宣言発令時に公共図書館の多くが休館となった際、公益財団法人日本図書館協会が5月14日付で、図書館における新型コロナウイルス感染予防ガイドラインを発出し、さらに改訂版としまして、今年の3月1日付で「図書館資料の取扱いについて」をまとめられ、大阪公共図書館協会を通じて送られてまいりました。その

中の接触感染に関する記述を要約してご紹介したいと思います。

図書館の中で多くの人に触れるものといえば、資料や検索用端末、パソコンなど様々ございます。それぞれの素材においてどのくらいの時間で新型コロナウイルスが検出されなくなるか、いわゆるウイルスが不活性化するまでの時間でございますが、紙の上では24時間程度、プラスチックでは72時間程度という実験結果が出ております。

また、書籍消毒機に組み込まれております紫外線による殺菌の効果につきましても、完全な曝露でなければ効果的ではなく、製本された本ではほとんど不可能であると指摘されておりますし、もともと紫外線につきましても紙にとって大敵であるというふうにされております。

さらには、米国議会図書館による研究によりますと、手指についた消毒剤が資料に与える影響についても報告されており、アルコールベースの消毒剤よりも流水による手洗いを推奨されております。

以上のことから、本町における図書館、学校図書館においては、館内の不特定多数の人が接触する可能性が高い場所を定期的に消毒するとともに、返却された本につきましても一定期間放置することにより、ウイルスを機械的に消滅させるのではなく不活性化することにより次の人への感染拡大防止を図ることとしております。

なお、特に学校におきましてはこれからのウィズコロナ時代を考え、利用前後の手洗いを徹底させることで感染拡大防止を図っていくこととしており、書籍消毒機については導入する予定はございませんので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

小島君。

4番（小島みゆき議員）

日本図書館協会の資料保存委員会の現時点での見解の中にも、「紫外線で細菌等の殺菌は効果がある」と言っていますし、「図書除菌機も効果があると実証されているかもしれません」と公表しています。

現時点では新型コロナウイルスには効果が分からないところもありますが、であつても、その他のウイルス及び汚れ等が除菌されるため、利用者の安心のために導入をされたところ、また検討されているところも増えつつあるとお聞きしています。ある図書館では開始1か月で3,000回以上も使用されるほどで、利用された方が多くいらしたようです。いかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

二重部長。

教育部（二重 幸生部長）

先ほどと同じ答弁になりますが、本町においては利用前後の手洗いを徹底させるということで感染拡大の防止を図っていきたいというふうを考えておりますので、よろしくご理

解のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

小島君。

4番（小島みゆき議員）

菌に対する不安を解消して本に触れていただけるようぜひ検討していただきたいと思います。くれぐれもよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。お悔やみコーナーについてです。

親族が亡くなった際、死亡届を提出し、その後に国民健康保険、年金、税金、水道など様々な手続が必要になります。何をすればいいのか分からないし、窓口に行っては同じことを何度も話さなければならないし、何度も住所や氏名を繰り返し記入しなければならないとのことのお声があります。

親族が亡くなった後の行政の手続におけるお知らせの資料はお渡ししていただいておりますが、何か所も回らなければいけません。もう少し考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

住民部（村田 健次部長）

はい。

議長（北村 孝議員）

村田住民部長。

住民部（村田 健次部長）

現在、住民課に死亡届があった際、火葬許可証等とともに、お亡くなりになられた後の諸手続についてのお知らせをお渡しいたしております。全ての方に役場内の手続についての対応を可能としたものでございますので、亡くなられた方の実情に合わせて該当される課を回っていただくようにしております。

議員仰せの、何か所も回らなければならないということですが、各個人様の状況に応じた担当課をご案内させていただいているところでございます。

議長（北村 孝議員）

小島君。

4番（小島みゆき議員）

住民サービスの向上を図るために、お悔やみコーナーを設置してはいかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

村田部長。

住民部（村田 健次部長）

お亡くなりになられた方の状況により、必要となる行政サービスが違ってまいります。現在も行っておりますが、ご高齢の方などにつきましては関係する課へ付き添って案内させていただく等、きめ細やかな、各個人様の状況に応じた行政サービスの充実に努めてま

いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

小島君。

4番（小島みゆき議員）

住民課の窓口で死亡届を提出する際に、住民の方のご相談に丁寧に取り組んでいただいていることはありがたいことだと思います。今後も住民の方に優しく寄り添っていただけるようよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。ごみ焼却場、クリーンセンターの運営について。課題であるごみ処理の広域化について質問させていただきます。

町長の施政方針の中でごみ焼却場の運営について、「引き続きクリーンセンターの運営及び整備を行うとともに、課題であるごみ処理の広域化について泉北環境整備施設組合と協議を進めてまいります」と言っておられます。

12月議会で、同僚議員の質問に対して町長は「私自身、1期4年、命ある限り、施策は任期をまたがない。またぐ施策は施策じゃないというのを肝に銘じながら、日々研さんしながら全ての公約の着手をしていく」と、強い決意で述べられておられますが、今後の取組を示していただけますでしょうか。お知らせいただきたい。

町長が議員のときに泉北環境整備施設組合との広域化を進めてきた経緯があることから、就任間もないですが、進捗状況までとは言いませんが、どのように進めていかれるのでしょうか、見解をお願いします。いかがでしょうか。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

お答えいたします。今議員仰せのとおり、4年をまたぐようなことはしたくないということでございます。

ごみ処理の広域化でございますが、いろいろ近隣市町と、就任以来、挨拶かたがたいいろいろお話しさせていただいております。粛々とやっているわけなんでございますけれども、取りあえず、まず本町のごみ処理方法、また手続の再確認をしながら、柔軟な対応ができるように、当然本町の体制づくりはやっていかなければならないというのが今の本音でございます。

当然、今、担当課のほうも一生懸命、3市、泉北施設組合のほうに申し出ていっておりますので、その度々のことは議員皆様方には都度都度一生懸命しっかりとご説明しながら頑張りたいと、かように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

小島君。

4 番（小島みゆき議員）

ありがとうございます。

このたび、岸和田市消防本部内に共同で消防指令センターを構築し運用されることになりました。両市町のさらなる連携強化、発展につながるよう、岸和田市との広域化を進めることも検討されてはと思いますが、いかがでしょうか。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

今、泉北環境さんのほうに一生懸命協議を行っている、協議をしていかなければならないという中でございますので、消防指令みたいにくわいことではないのかなと思っておりますが、「二兎を追う者」何とかということもありますので、取りあえず泉北環境と一生懸命させていただきたいというのが本音でございます。

以前、岸和田市さんともちょっとはセクションがあったとはお聞きしていますが、なかなか向こうのほうも岸貝清掃という、岸和田市、貝塚市、いろいろ我々議員仲間におりますけれども、なかなか温度差もございますので、私ごと、私的のちょっと意見になるかもわかりませんが、なかなか岸和田市さんは厳しいと思います。取りあえず泉北環境で一生懸命頑張りたいと思いますので、ひとつご理解のほどお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

小島君。

4 番（小島みゆき議員）

ぜひとも忠岡町にとっていいほうに進んでいくように、よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終了します。ありがとうございます。

議長（北村 孝議員）

以上で、小島みゆき議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

6 番（是枝 綾子議員）

はい。

議長（北村 孝議員）

是枝君。

6 番（是枝 綾子議員）

6番、日本共産党の是枝です。町長の施政方針に対しての一般質問をいたします。

忠岡町第2次男女共同参画計画について質問いたします。

今、国民の間で男女平等、ジェンダー平等について関心が高まっています。それは2月3日、東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会の森喜朗前会長が「女性がたくさん入っている理事会は時間がかかる」「女性理事4割は、これは文科省がうるさく言う」というふうに、日本のジェンダー平等推進に正面から異議を唱え、女性の発言を「立場をわきまえろ」と、上から押さえつけるものでした。発言直後から大きな批判を呼び起こし、辞任を求める声が広がり、EU諸国の大使館や駐日欧州連合代表などがツイッターの公式アカウントで意思表明を一斉にしました。海外では性差別問題に機敏に動くのに対し、森喜朗氏は辞任会見でも「解釈の仕方だと思う」などと根本的反省がなく、日本政府においては、辞任も求めず、事実上擁護する態度を取り続けました。あまりにも世界と日本がかけ離れていることも明らかになりました。

その日本ですが、世界経済フォーラムが毎年発表しているジェンダーギャップ指数が、日本は153か国中、121位、特に政治分野が144位と大きく立ち遅れています。

そして、昨年12月に閣議決定された国の第5次男女共同参画基本計画についてですが、安倍政権のときの第4次男女共同参画基本計画では、「指導的地位に占める女性の割合を2020年までには少なくとも30%程度になるように」としていたのに、達成できませんでした。にもかかわらず第5次の計画では、「2020年代の可能な限り早い時期に」ということで「30%程度に」と、そのできなかった反省もなく、「少なくとも30%」という「少なくとも」を外したのであります。世界の流れは「2030年までに50%」ということ掲げているというのに、流れに逆行する日本政府の姿勢であります。

また、2000年の第1次基本計画のときから盛り込まれてきた「選択的夫婦別姓制度の導入」の文言が、第5次計画では削除され、大幅に後退しました。国連の女性差別撤廃委員会の勧告でも、日本政府は法律上の差別規定の是正が指摘されているにもかかわらずの後退であります。

日本は、国連の女性差別撤廃条約の批准国でありながら、国内法が条約にふさわしい中身になっていないというのは条約締約国の義務違反であり、恥ずかしいことでもあります。日本は条約に批准していますが、選択議定書にはまだ批准していません。このような政府の姿勢を変えるジェンダー平等の運動をつくっていく必要があると思います。

このような状況のもと、本町の第2次男女共同参画計画が策定をされました。読んでみますと、第1次男女共同参画計画の10年間どうだったのか、総括が一切述べられておりません。その第1次があったことすらも書いていないという状態であります。

また、昨日、計画策定のための懇話会を傍聴いたしました。5年の経過時点で計画を見直すと明記されていた第1次であります。そういったことも行われておりませんでした。公募委員を含めた懇話会が、最初の2～3年は年1回開催されていたようでしたが、

あと7年間は一度も開かれず、今回、昨日も開かれました第2次計画のために、新たな公募委員を募集しましたが、応募はゼロであったと報告がされておりました。

10年間の男女共同参画計画の点検、住民参加、第2次計画のつくり方、これでよいのでしょうか。私は問題だと思います。

なぜ10年間で反省、総括を明らかにしないのか。今後10年間、どのようにして忠岡町は取り組んでいくのか、明らかにしていただきたいと思います。この点をお答えいただきたいということです。

そして、1点目の質問が続きますが、今の担当課の人権広報課の次長1名、職員1名のこの体制では、この10年間は不十分であったわけです。ですから第2次計画は、専任の担当職員を置き、「女性政策室」を新たに設置して、町として真剣に実行する体制をとるべきだと私は思いますが、そこで、町長公室長にお聞きいたします。さきの10年間の反省と、今後進めるための専任の職員化ですね。そして、女性政策室の設置についてはどうお考えでしょうか、お答えいただきたいと思います。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

コロナはあらゆる世代、とりわけ生活面や経済面などで女性が厳しい状況下にあるとの認識は懇話会の中でも議論されたところであり、今後もしっかりと共有していきたいと考えております。

ご質問の女性政策専任職員の配置や専門の部署を設置するにつきましては、本町の財政状況等を踏まえますと厳しいものがあると認識しております。現在配置しております職員で引き続き全力で当たってまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝君。

6番（是枝 綾子議員）

その今の体制で10年間されて、そして不十分だったわけです。しようにも、やはり広報を毎月作らないといけないとか、いろいろ大変な仕事がある中で、だからなかなかできなかったというのは分かります。だからこそそういう体制が不十分ではなかったかというところを反省されていらっしゃるのかというところをお聞きしたわけです。

その点についてと、あと今後、その体制をそのままいくとなると、また同じことを繰り返

返していくということになるわけですから、だからやっぱり第1次のその内容やその到達、そして体制がそれでよかったのかという総括は、やはりされた上での第2次ということでない、また同じことを繰り返すことになりまますので、その点をお聞きしたいんですけどもということと。

忠岡町には努力義務がありまして、男女共同参画推進条例というのがありまして、第12条に「必要な体制の整備に努める」ということでありますので、必要な体制というものをどこに置いていらっしゃるのかと。今で十分だと思いなのか、それともやっぱり必要な体制は、もうちょっと必要だと思えなのか、この点についてということと。

あと、機構改革が4月からされるわけですが、業務が7つほど増えるということで、事務分掌上ですが、そのために3名ぐらい増えるということですが、男女共同参画計画を進めるために人を増やしますという説明は聞いておりませんが、男女共同参画計画をつくる、これをちゃんときちんとしていくというための体制ということについては、どのようにこの3名の中でなっているんでしょうか、再度お答えいただきたいと思います。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

議員のご質問でございます。

まず最初に、前年10年間の反省ということで、何もされてなかったのではないかと、いう点なんですけれども、この第2次計画の中で第1回会議がございまして、進捗の評価を審議会の委員さんにしていただきました。厳しい評価もございまして、その反省も受けながら、この第2次計画につきましては、実際議員申されましたとおり、毎年毎年の進捗のチェックという面がなかなかできてなかった。つまり第三者といいますか、そういう審議会のような、いわゆる懇話会の中でなされてなかったという点を今回の懇話会の中でも取り上げられておりますので、先ほど申されましたとおり、第2次計画につきましては毎年毎年の進捗をこの懇話会の中で確実に拾い、その反省をもって次の年度の重要施策を焦点を当てるといような形に変えるということで臨んでいきたいということでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

またこの件、先ほど公室長が申し上げました、現在2名ということでやらしていただいているところでございます。町のいろいろな状況を踏まえますとなかなか厳しい面がございまして、先ほどちょっとお話がございました機構改革によりまして、確かに新規業務は増えますが、人員という面でそれぞれが共有し対応でき、また総合計画というところも今回、次の男女共同と同じところに来るといことでございますので、ある意味で総合的なまちづくりの検討も加えていくことができるのではないかと、いう点も踏まえまして、よろ

しくご理解のほどお願い申し上げます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝君。

6 番（是枝 綾子議員）

人員的に大変難しいというお答えであったかと思えます。しかし、毎年、今度は反省して、毎年点検をしていく、それも住民参加でしていくということでもありますので、これはこれなりにかなり大変な作業だと思えます。今の体制、お2人ではちょっと無理だと思えます。

ということで、どういう増員のされ方、何名か、何名を回してということはちょっと分かりませんが、必要な体制の整備に努めるという条例を自ら、そして私は「まだこれ、条例つくるの早いよ」と平成25年に言いましたけれども、「いや、つくらせてください」ということで忠岡町がつくったわけですから、自らつくった、提案した条例ですので、それをきっちりやはり必要な体制の整備に努めると、自ら自分たちに課した条例でありますので、やはりそれは点検しながら増やしていく、見直していくということにはぜひしていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

それと、女性政策室についても検討、10年間一度も検討しないということはないかと思えますので、それも併せて検討していただくということはどうでしょうか。

議長（北村 孝議員）

明松公室次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

男女参画条例をつくらせていただきまして、その12条、私も存じ上げております。ただ、限られた中で、限られた人員で、また限られた資源で何とか進めていきたいというのは、行政としてはずっと持ち続けております。その中で最大、可能な限り対応できるように努めるというのは、これは条例の12条に載っておることですので、その点ご理解のほどお願い申し上げます。

また、女性センターにつきましては、これも同様でございます。公的施設といえますと、町内を見回していただいても限られた施設しかございません。当然、設置をいたしますと、そこに張り付ける人の配置というものも、規模によりいろいろあると思えます。いずれにしても先ほど申しあげました点で、非常に厳しさがあります。ただ、これらの状況、厳しい、厳しいと言いながらも、そうではなく、今後この第2次計画に基づきましてそのあり方について検討することは当然必要であると認識はしておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

是枝議員、3回目、もう過ぎていますので質問はできません。

6番（是枝 綾子議員）

まだ質問していない女性センターについてお答えが先に出たので、女性センターについて質問いたしますということで。

女性センターについてはもう答弁がありましたのですが、女性センターはやはり必要です。住民参加で進めていくというふうにするのであればですね。職員だけでするんですたら要らないかもしれませんが、やはり住民とともにしていって啓発、意識を変えていく、そういう状況を変えていくということですから、拠点となる場所が必要だと思います。

男女共同参画を進めるための学習するスペースですね。いろいろ集って何か楽しくというところは文化会館があるかと思いますが、やはり国連の女子差別撤廃条約そのものとか、それに対しての国連の委員会の勧告がどういうものであったのかとか、日本政府がどのような報告書を4年に1回出しているかとか、そういった学習をするという場がやはり必要です。資料も置いてなければいけないということになると思います。

広報人権課のカウンターの中のテーブルがそうですというふうに、最初、10年前に聞きましたけれども、執務室の中に住民を入れて、そこでサービスはないと思います。やはり執務室の外でないと駄目だと思います。ですから、今のそういうやり方ではなく、やはりきちっと、どこか新しい建物を建てろとは言いません。文化会館の中の働く婦人の家がそうなのか、あと、どこか別のところでそういう機能を持たせるという、それをやはり計画の中で考えるということが書いていませんので、その男女共同参画計画の中には。だからそういうセンターね、拠点となるセンターを検討していくということぐらいは書くべきではないかと。どうやって進めるのか、推進体制にはこれが載っていませんでしたので、ちょっとお聞きをいたしました。センターについても設置をこの10年間で検討していくというお考えがあるのかどうか、その点についてだけお聞きしたいと思います。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

女性センターという、そういう名前は確かに出てはございませんが、懇話会の中で女性センターという名前だけではなく、もちろん男女共同参画等もございますので、男女のセンターと、あるいはジェンダーセンターという、そういう意識を持っている点もございます。いずれにしてもこれらの状況の中で、それぞれ男性あるいは女性が集い、学ぶという点も記載しております。その点を見ますと、この本計画に基づきまして、その在り方という面につきましては今後、そういう在り方という面で検討は必要だと認識しておりますので、よろしく願い申し上げます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝君。

6 番（是枝 綾子議員）

在り方を検討するという事ですから検討していただいて、一日も早く設置をしていただきたいと思います。

コロナ禍、女性はより一層厳しい状況に置かれているというのは認識していただいていると思います。一人親世帯の実に35%が「必要な食材が買えなかった」と答えております。野村総研の調査では、非正規雇用で賃金が半減、休業手当も支給されていない実質的失業者の女性は103万人に上るということであります。女性の自殺の増加、DV被害の増加も深刻であります。エッセンシャルワーカーと言われる医療、介護、保育などの従事者の多くが女性であります。低賃金の上、コロナ感染リスクにさらされながら働いているわけであります。そのような女性たちのためにも、安い労働力での活躍ではなく、男女平等の賃金、正規雇用化の、こういったジェンダー平等の社会をつくるために本町も計画を策定したということでもありますから、努力することを強く求めて次の質問に移りたいと思います。

次は、高過ぎる国保料を引き下げることについて質問をいたします。

令和3年度の国保料の本算定資料を町から提出がありまして、それによりますと、本町は令和2年度と比べ、医療分と支援金分では引上げになり、介護分では引下げになり、ということでトータルで40歳未満の方は上がりますが、40歳以上の方は若干、わずかに下がるようであります。しかし、所得200万円の40歳代夫婦と子ども2人のモデル世帯で年間42万1,500円ですね。令和2年度と比べて年間3,700円だけ安くなる、月300円安くなるということでもあります。所得の2割を超えています。200万円で42万ですから、所得の2割を超える高い国保料には違いありません。

国保が平成30年度から都道府県化され、6年間の経過措置があるにもかかわらず、大阪府は全国に先駆けて、1年目から統一保険料を設定しました。本町は、6年の猶予があるにもかかわらず、1年目から府の統一保険料を、高いのに採用しました。激変緩和措置が本町は元年度と2年度と、その措置を受けてきましたので、府の統一保険料よりは少し安くなっていました。ところが、大阪府はもうこの令和3年度からは各市町村ごとに激変緩和措置を入れず、府の統一保険料に全部入れることとなりました。その結果が最初に申し上げた結果であります。

令和2年度と令和3年度を比べると、さきのモデル世帯で年間3,700円安くなるということですが、都道府県化される前の忠岡町の国保のときと比べたらどのぐらい高くなっているのかということで、町から頂いた資料で計算いたしましたら、平成29年度の料

率では先ほどのモデル世帯、200万円所得の4人家族の方ですが、38万6,100円でした。令和3年度は42万1,500円。3万5,400円も高くなっています。この方々は2割軽減がかかっている方なので、それでこの国保料です。

これ、何でこんなに都道府県化されて高くなったのかというと、もう一般会計から各市町村が国保料引下げのために入れていた繰入れをしなくなったため上がったわけでありませぬ。

国は都道府県化する際、26年度ぐらいから毎年1,500億、1,700億、29年度から毎年3,400億円入れて、ずっと来てるんですけど、年間1世帯1万円分ぐらいになります。ですが、何で国保料が下がらないのかというと、先ほど言った一般会計から国保料引下げのための繰入れをさせないという、大阪府の国保運営方針にも書いてあるからであります。ということで、だから国はそしたら入れるなと言うんですから、国はもっと入れるべきであります。

全国知事会は、国からの財政投入、年間1兆円ということを求めております。そうすれば健康保険並みの保険料に、国保料になるということでもあります。

国保は、所得の低い人が加入する保険に今なっております。忠岡町の国保料の法定軽減、2割、5割、7割軽減のかかっている世帯は、70%の世帯なんです。2,324世帯のうち1,619世帯が法定軽減がかかっているということです。国と府、市町村の負担割合が変わらないままでは、こういった方々の保険料が上がる一方であります。

そういうことで、保険課で出してもらった滞納世帯ですね。すごく多いんです。令和元年分の保険料を滞納している世帯が223世帯、国保加入者の約1割がおととしの保険料をまだ払えてないということでもあります。令和2年度、去年の分はここにカウントされておられませんということでもあります。

コロナ禍で収入が減っている世帯も多いんですけども、国のコロナ軽減の基準ですね。30%以上、前年度比減収でないと減免の対象になりませんが、対象となっている方は83件ですね、令和2年分です。加入世帯のほんのわずかです。30%減らなくても、25%減少したということでは対象になりません。25%収入減少ということは4分の1減るということでもあります。ということで、国保料はちょっと当たり前に払うのは大変だという状況ははっきりしております。

ということで、町独自に令和3年度の保険料をやはりもう引き下げていくということのために、一般会計からの繰入れを行って、国保料を引き下げる考えはないでしょうか、担当部長よりお答えいただきたいと思っております。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきまして、本町の国民健康保険料につきましては、議員仰せのと

おり平成30年度、国保都道府県化以降、大阪府の国民健康保険運営方針におきまして、府内のどこに住んでも、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料額とすることで、被保険者間の負担の公平化を図るとの考えのもと府内統一としており、本町も30年度から標準保険料率としております。

令和3年度の国民健康保険料率算定に当たり、新型コロナウイルス感染症により一時的に医療費が大幅に落ち込んだことや、医療費の高度化、被保険者に占める70歳以上の方の占める割合が増えていることから、1人当たりの保険給付費も引き続き伸びている状況でございます。

保険料の料率を抑える工夫といたしまして、先ほど議員も申したとおり、一部の市町村に交付していた激変緩和財源を全市町村に全面拡大することや予防健康づくり支援交付金などを活用しております。結果としましては、保険料は令和2年度と比べ、医療分、支援金分は小幅ながら、保険料は上昇しますが、介護分を含めた場合は減少いたします。また税制改正により、所得のある事業者所得の保険料は、昨年と同様の所得であれば減少することとなります。

本町の黒字につきましても、国保都道府県化により全国で国が約3,400億円の追加公費が投入されており、保険者努力支援制度の新設等で保険者の財政面での強化が図られたことによるものであります。

その一方で、徴収した保険料は大阪府に事業費納付金として納付しており、十分な保険料収入が確保できなければ納付金の資金不足となりますので、国保会計としては柔軟に対応できる資金の確保が重要となっております。

また、保険料を引き下げるための一般会計からの繰入れにつきましても、運営方針に引下げは認めないということで明記されておりますので、引き下げることによりまして、こちら補助金等のペナルティーがあるということもございまして、町としましては国なり府の方針に従って運営を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝君。

6番（是枝 綾子議員）

府から繰入れをすると言われて、書いてあるからということですが、これは運営方針であって、法令上繰入れは可能ですね。可能だというふうに今まで聞いております。うんとうなずいているんで、可能なんですね。ただ、府がペナルティーで、保険者努力支援制度のお金を減額するということになると。しかし、その保険者努力支援制度でお金を忠岡町がもらっても、そのお金を保険料引下げには使えないんですね。基金に積むだけです。

ね。余ったらね。国保基金に今2,000万円あるんですが、令和2年度の決算見込み、ちょっと聞くとところによるとまた同額ぐらいが積み増しできるということで、それは保険料引下げに使わないからです。だから、合計で4,000万ぐらいになるというふうになりますと、1世帯当たり1万7,000円引き下げることができるわけです。だからその基金を取り崩しても、そういう保険者努力支援制度のお金、もらっても別に保険料は下がりませんので要らないんじゃないでしょうかと思います。だから、やっぱり基金を取り崩して引き下げることが、今加入者から、住民から求められていると思いますが、いかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

本町が設置いたしました基金につきましても、一応基金の条例上、大阪府に納付する納付金が納付できない場合ですとか、保健事業等に使えるというふうな形で設置しておりますので、保険料を引き下げするためには利用できないということになっておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝君。

6番（是枝 綾子議員）

忠岡町で条例をつくっておりますので、忠岡町で繰入れはしないというのを外して、繰り入れできるようにするという事は可能だと思います、忠岡町の条例です。ですから、やろうと思えばできるけれども、されないということでもあります。

ちょっと時間がないので、根本問題は国の負担割合が非常に低いと。以前は50%負担していたものが、現在では大体30から35%程度しか負担をしていないというところに、加入者の保険料の引上げというか負担増になっているということでもあります。ですから、やはり国に向けて負担金を元に戻せ、1980年代の初頭ぐらいの半分、50%に戻せということをやったりほかの市町村と一緒に国に対して要求していくと、求めていくことが必要だと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

その点につきましては今も行っておるんですけれども、引き続き国や府に対しましてさらなる公費の投入ですね、要望は求めてまいりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

是枝君。

6 番（是枝 綾子議員）

もう時間がないので、3 点目については、通告書を出しております町民グラウンドの改修について、町のお考えはいかがでしょうかということをご答弁いただきたいと思ひます。これは町長から、最後ですから、もうお時間がないので頂きたいと思ひます。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

町民グラウンド、議員時代からもいろいろな先生方から、水はけ等々の質問があり、町のほうもいろいろなこともやりながら、改善には至っていないというのが現状でございます。朝から河瀬議員も言っていたように、伝統文化と忠岡祭りという認識の方もおります。また、忠岡町の真ん中である町民体育祭や商工カーニバル、これがやっぱりメインの忠岡町の誇れる事業じゃないかという住民の方々もたくさんおられます。

その中において、前の日に雨が降ったら使えないというようなグラウンドですので、それは当然改修していくのが当たり前じゃないかと思ひていますので、一生懸命、任期の間に担当課と頑張つて進めてまいりますので、ひとつご協力のほどお願いいたします。

以上です。

議長（北村 孝議員）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

なお、議事の都合で暫時休憩をいたします。

再開は15時からといたします。

（「午後2時45分」休憩）

議長（北村 孝議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後3時00分」再開）

議長（北村 孝議員）

河野隆子議員の発言を許します。

12 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野君。

12番（河野 隆子議員）

12番、日本共産党、河野でございます。町長の施政方針を受けまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、本町独自でPCR検査の実施について、これについて質問させていただきます。

杉原町長の施政方針で、「ワクチンの開発が進んできたところであるが、まだまだ収束への道のりは長いと感じております。一日も早い収束を願うところであります」と、このように言われております。

国内での新型コロナウイルスのワクチン接種が、2月17日から始まりました。政府は医療従事者4万人への先行接種、その他の医療従事者、65歳以上の高齢者、基礎疾患を持つ人などに順次拡大する予定であります。しかし、必要量のワクチン、これが円滑に確保できるかは見通せず、接種の日程は流動的であります。

そこで、今重要なのは、ワクチン接種を進めるとともに、PCR検査の拡充で、感染対策を同時並行で行うことが必要であると思います。2月10日、大阪府が府下の高齢者施設で定期的なPCR検査を実施すると発表いたしました。対象施設及び対象者は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅等の高齢者入所施設とグループホーム、そして施設併設の通所サービスを含む障がい者入所施設、救護施設で、これは働く従業員だけということであります。

実施期間は2月下旬から3月31日までで、2週間に1回の頻度で検査、同意の得られた施設に実施をします。検査方法は唾液によるPCR検査（行政検査）であります。また、高齢者、障がい者施設への新規入所者についても、入所時に医師が必要と認める場合に、症状の有無にかかわらず検査が受けられるということであります。大阪府の高齢者施設のPCR検査は、あまりにも遅きに失したと言えますが、それはそれで進めてもらうということは大事であるということでもあります。

しかし、課題も残っております。今回のPCR検査は、先ほども申しましたように高齢者、障がい者施設従業員だけで、施設の入所者や医療機関、保育所職員などは対象になっておりません。感染を防ぐためにはPCR検査の拡大が不可欠です。本町独自に必要な方にPCR検査の実施をされるべきであると思います。

そこで1点目、PCR検査にどれだけの予算が必要なのか、担当部長よりお答え願いたいと思います。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

今のご質問でございますが、現在、高齢者施設の入所者数が約330人、幼稚園、保育所、こども園の職員数が約140人、新型コロナワクチンの接種を希望されている町内医療機関の職員数が約280人で、合計750人が対象人数と考えられます。PCR検査につきましても方式が多種多様であり、金額もいろいろでございますが、通常、保険適用する検査の費用といたしましては3万円程度となります。

試算いたしますと、1回当たりのPCR検査の費用が合計で2,250万円となります。また、1回の金額が5,000円で試算いたしますと375万円となってまいります。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野君。

12番（河野 隆子議員）

高いものから安いものまで、いろいろとPCR検査の費用はまちまちであります。しかし、安価なものであっても無症状の感染者を見つけるには有効な手だてであるというふうに思います。

昨年12月議会においても同様の質問をし、近隣の泉佐野市のPCR検査の例を紹介させていただきました。65歳以上の高齢者と内部機能障がい者、無症状であっても希望する市民、1,200人を対象で、2月8日からスタートされております。今度の大阪府や泉佐野市のPCR検査の費用は、2分の1国からの補助があります。なので、今試算をされて、安いほうで計算させていただきますと、1回5,000円のPCR検査で375万円という金額が示されましたが、半分は国の補助があるわけですから、町の持ち出しはわずかではないでしょうか。この金額が本町の財政を逼迫させる金額ではないということが分かりました。本町独自でできるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

本町におきましては、令和2年11月下旬より本町と泉大津市医師会、和泉保健所が協力して、新型コロナウイルスのPCR検査体制を整備しております。まずは身近なかかりつけ医に電話相談を行った上で、医師が必要であると判断された方に迅速にPCR検査の実施を行うことは、治療方針を決定する上でも非常に重要であることから、唾液によるPCR検査を実施しているところでございます。また、大阪府におきましては、先ほど議員が仰せられたとおり、高齢者施設のクラスター発生予防の観点や施設における感染者の早期発見及び無症状感染者を原因とするクラスター発生を未然に防止する観点から検査を実

施していただいております。

感染拡大防止の観点から、PCR検査を行うことは必要であるということは認識はしておりますが、このPCR検査は継続的に行っていく必要があることから、膨大な費用がかかることや、また、民間の一部機関において安価な検査が行われておりますが、検査結果後の陽性者の届け出の義務がないことから、本町におきましては検査の実施は予定しておりませんので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野君。

12番（河野 隆子議員）

本来は、このPCR検査の費用ですね、本来は全額国が補助すべきだということは、我が党国会議員団も国に向けて強く要求しておりますが、今担当部長がおっしゃっていただきましたように、昨年から医師会と連携をしてそういった検査もしていただいているというところでもあります。

しかしながら、これは症状の出た方、ちょっとお熱があるとか、無症状の方についてはこれは適用されないということで、今回私が申しておりますのは、無症状の方を見つけるためにPCR検査を拡大してほしいと、そういう意味でございます。認識は必要であるというふうに担当部長さんもおっしゃっていただきました。しかし、数回の検査が必要だと。1回では済みません。何度も要るでしょう。

そして、届け出の分なんですけどね、泉佐野も手挙げ方式で希望者を募っているわけにありますけれども、それはもう強制的に検査の事業所ですね、そこから直接市役所のほうに検査結果が来るということで、陽性者があって漏れることはないということはおっしゃっております。

そこで、試算をしていただいた金額が忠岡町でできない金額ではないということが明らかになった今、感染拡大を抑えて住民をコロナから守るという姿勢があるかどうかではないかというふうに思います。

それを踏まえまして、2点目に続けさせていただきます。

いよいよ新型コロナウイルスのワクチンが国内に到着したところではありますが、なかなか数が入ってこない。そのような中で本町では当初、4月の初めからとお聞きしておりましたが、医療従事者もまだ接種できていないという状況で、65歳以上の高齢者または疾病をお持ちの方への接種は、午前中の答弁でお聞きしましたが、クーポンを4月中に送るとということが分かりました。答弁されておりましたので。

そこで、陽性者を受け入れている公立病院の看護師さんも、十三病院がきのうかおとついでテレビでやっておりましたけれども、そういった公立病院の看護師さんもやっとな度、

13日に接種できるということも聞いております。全住民どこもかリスクの高い高齢者がワクチン接種できるのはまだまだ先のようであります。

政府は、首都圏4都県では緊急事態宣言を3月7日から期限を21日に再延長、2週間延長しましたが、大阪府を含む6府県については2月末での解除をされております。現在、大阪府の新規感染者はピーク時よりは減少しておりますが、1週間平均、近々のところで1週間平均では50人を超え、予断を許さない状況であります。重症病床使用率も40%を超え、医療現場の逼迫と疲弊は続いております。

ワクチンの社会全体での効果には時間がかかるというのが多くの専門家の意見であります。3度目の緊急事態宣言に陥ることは絶対に避けるためにも、今必要なのはワクチン頼みの政策だけではなくて、検査を拡充し感染を押さえ込む戦略しかないというふうに思います。

ノーベル医学・生理学賞を受賞しました大隅良典氏、大村智氏、本庶佑氏、山中伸弥氏の4氏が1月8日、声明を発表しております。「新型コロナウイルス感染拡大を抑える上で大事なことは、政府が言うような飲食店の時短要請ということのみではなく、PCR検査をもっともっと増やして、無症状感染者を見つけて保護し、どこかでちょっと休んでもらう。4人の議論の中で一番大事なところだと思っています」と、このように新聞に載っております。コロナを抑えるにはやはり無症状者を探す、そして感染拡大を防ぐ、それが一番の手だてだというふうに私は思っております。PCR検査しかないというふうな、こういう専門家の意見もございしますが、必要性は担当部長にはお考えということですので、もう一度、再度お尋ねしますが、いかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

先ほども申し上げましたとおり、継続的に検査を行っていくということになりますと費用がかかること、または国の補助金につきましては、検査費用については2分の1出させていただきますが、あるいはそこにかかります人件費ですとかほかの費用につきましては持っていないということもございしますので、今のところ検査の実施は予定をしてはおりませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野君。

12番（河野 隆子議員）

医療機関や高齢者施設でのクラスターは、飲食店のクラスターが減少する中でもやっぱり増加、増えております。検査対象を強めることは本当に重要であります。職員だけでな

くて、対象を入所者全員、医療機関に入院されている方、また保育所、幼稚園など、子どもたちと体が接触、触れ合うことが多い職員にも検査が必要であるというふうに考えます。

第3次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これが1億376万5,000円、これが国から本町に入ってくるというご説明がありました。どのような施策に使うのか、これはこれから議論されるところでありますが、PCR検査の半分は国からの補助がある。また、今度の交付金を充てることもできる。大阪府においては検査件数は、直近1週間で1日平均5,000件を下回っており、目標の2万件には遠く及びません。

高齢者施設等における定期検査が始まりましたが、対象者は限られ、大阪府で4万人、大阪市で2万人、これに比べますと、埼玉県の16万人、福岡市の11万人などと比較しても、全く大阪府は不十分であります。

検査対象を医療機関や高齢者施設の利用者、通所サービスの利用者などにも広げ、3月末までとしている期限も延長させる。このことも本町からぜひ要望していただきたいというふうに考えておりますが、やはりこういったなかなか施策が広がらない、この大阪府の対応ですね。こういった大阪府でありますから、やはり本町独自で進めていくと。今申しましたように財源も示されておりますので、できるのではないのでしょうか。このことについて、担当部長、何遍も同じことばかり聞いて大変申し訳ないですけど、町長、一言お答え願えませんでしょうか。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

その手法はいろいろあると思うんですけど、その中においてこういうふうな形でなりますので、その辺よく考えながらやっていきたいと。担当課と一緒に進めながら頑張ります。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野君。

12番（河野 隆子議員）

ワクチンの必要量を円滑に確保できるのか、この見通しがなかなか難しい中で、接種日程も流動的であります。今やはり重要なのはワクチン接種を進めるとともに、PCR検査を拡大して、感染対策を同時並行で行う。このことが住民を新型コロナウイルスから守るということであると思います。

そして今、変異型もニュースで言われております。威力が高いと言われて、小さい子どもさんも陽性者が出るということで、大変心配であります。先ほど申しましたようにこの

臨時交付金、これは使いますし、お金もある。そういったところでやはりこれは何のためのお金かといったらコロナ対策ですよね。臨時交付金ね。ですから、やはり共産党議員団としてもこの第3次の臨時交付金を使ってすべきだということは強く求めてまいりたいというふうに思います。町長、よろしくお願ひしたいと申します。

そこで、次の質問に移ります。高齢者福祉計画についてであります。

本町では忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、2021年、作成中ではありますが、高齢者が活動しやすい生活環境づくりで、移動の支援が載せられております。そこで福祉バスが載っているわけなんですけど、「福祉バスの運行をさらに、より効果的な方法について検討を行う」というふうに書かれております。

また、忠岡町の立地適正化計画、これも進められておるんですが、先日答申も出されたところでもあります。公共交通に関する施策では「公共交通の利便性を確保するため、福祉バス等のよりよい効果的な運行方法について検討を行う」というふうに書かれております。

福祉バスについては、再三、土曜日の運行や増便を求めてまいりました。利便性、つまり便利さをどう確保するのか、これについて担当部長よりお答えをお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

福祉バスにつきましては、総合福祉センターの利用者の送迎用として運行しているものでございます。併せて、高齢者等、社会参加を促す目的で町内を巡回しております。土曜日の運用につきましては、町の集中改革プランに基づき、経費削減のため総合福祉センターを休館とし、それに伴いバスの運行についても取りやめさせていただきました。現時点では総合福祉センターの土曜日開館については考えておりません。それに伴い福祉バスの運行についてもできないということで、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

また、増便に関しましても、経費が拡大するということから難しいところがございますが、ご利用者の利便性が増すようなルートや運行になれるように、引き続き検討してまいります。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

議長。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

立地適正化計画ということで、この3月末完成を目標に調査を進めてまいりました。併せて、都市計画マスタープラン、これは都市計画に関する基本的な方針ということで、町のまちづくりに関してあらゆる調査分析を行いまして、将来の忠岡町の都市計画上あるべ

き姿をいろいろと検討してまいったところでございます。

この立地適正化計画における公共交通に関する誘導施策ということで、5点挙げさせていただいております。まず1点目は忠岡駅と周辺道路のバリアフリー化、2点目は高齢者や障がい者の利便性確保のための福祉バス等の運行、3点目は歩行空間の確保などウォーカブルな空間の形成、4点目は徒歩や自転車利用環境の整備、5点目は技術革新を背景とした交通システムの導入検討でございます。

忠岡町における公共交通ネットワークについての考え方でございますけども、現状、忠岡駅はバス停留場などのバス事業に必要なインフラが整ってございません。これは今後まちづくりを行う中で、やはり最重要課題といたしますか、駅前をどのようにしていくのか、そのところにつきましても検討を重ねてまいりました。

まず、そのような整備を行う中で、この交通ネットワークというものはその次に検討されていくといたしますか、構成されていくものというふうに認識をしております、そのような都市基盤が整備された時点でこの交通ネットワークというのは構築されていくものというふうに考えているところでございます。これら、まちづくり施策と連携しながら、公共交通については今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野君。

12番（河野 隆子議員）

福祉バスの運行については、福祉センターということがよくよく答弁から出るわけなんですけれども、福祉バスはこの福祉センターを起点・終点とするということでもありますので、セットではないということは言わせていただきます。

そこで、昨年、コロナの影響で、乗車人数は減っております。例年でありますと運行日数240日、乗車人数1万2,183人、1日平均約51人の住民が利用されております。

この前、先日役場で福祉バスの時間を気にされておられた高齢者の女性の方がおられました。家は南海線より西側だということでもありますけれども、時間のタイミングで、この次のバスに乗るんだということ、一たん高月まで上がるわけですね。それで、ずっとまた下りていくと、そういったことで大変不便な思いをされておりました。一たん庁舎で下りてくるのを待てればいいんですけれども、用も済んだので役場のところでちょっと時間をつぶすことができないということで、乗られました。そういうことで全町1周で約1時間かかるわけですね。利便性を考えるならやはり反対回り、これが必要ではないかというふうに思います。

そして、高齢介護課、そして今回は建設課がこの福祉バスを計画に載せているわけなんですけれども、谷野部長の答弁では駅周辺のインフラ整備、そういったことが必要であるということでもありますから、その後となると何年、何十年先になるかというふうに、気が遠くなる思いであります。そこはやはりどっちの担当課というのと、やっぱり高齢介護課でしっかり担当していただく、計画に書くからにはやはり効果的な方法を検討するということをおっしゃっておられるのですから、利用しやすいバスの運行、ぜひこれに手をつけていただきたいというふうに思います。

高齢者福祉計画を作成するに当たってアンケート調査もされました。前回のアンケート調査を私、ちょっと覚えておるんですが、「福祉バスを利用したいが、時間が合わない」、「バス停まで遠い」といった答えが多かったと記憶しております。また、高齢者の交通事故防止の1つとして、運転免許自主返納の周知も図るとおっしゃっております。自主返納された高齢者からは「運転をやめてからは福祉バスを使うようになった。非常に助かっている」と、そういったことも聞いております。しかし、やはり「帰りが時間が合わない」と。そして「土曜日の運行がないということはちょっと困る。何とかしてほしいな」というご意見も聞かせていただいております。

そういったことで、土曜日の運行、これは年間、土曜日運行したら約70万円ぐらいの費用が要るだろうということは、答弁を前回頂いております。それと併せて町内、反対回りですね。運行できるよう増便、もう1台バスということでございますが、ぜひ検討されるべきだと思います。計画に言われているように効果的な方法の検討。建設課の立地適正化計画は利便性の確保と、このように言っておられるのですから、やはり住民が使いやすい、そういった福祉バスの運行を考えていただきたいというふうに思います。もう一度ご答弁、お願いしたい思います。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

議員のご質問につきまして、今のところでございますね、大変難しい状況であるということでご理解のほうをお願い申したいと思っております。担当課としましてはご利用者の利便性が増すようなルートや運行になれるようにというふうな思いはございますので、また財政局とも検討し、今は難しい状況でございますが、少しでも改善できるものがございましたら努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野君。

12番（河野 隆子議員）

ぜひ、高齢者が住み慣れたまちで住めるような、そういった環境づくり、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

最後の質問です。機構改革についてであります。

令和3年度、4月から役場内組織機構の見直しをされるという説明がございました。人権広報課が新課名、企画人権課に、自治政策課は危機管理課に、新たな課ができるということであります。かねてより我が党議員団も、これから心配されている南海、東南海地震が言われる中で、危機管理課という防災または防犯を担当する課が必要ではないかということも提案させていただきました。

そこで、2018年の9月の台風21号、今、まだ皆さん本当に脳裏に焼きついていると思うんですが、まさか大阪のこの本町でああいった災害があるとは思いませんでした。やはり災害は予想がつかないということであります。当時、瓦が飛んだり、家の中は雨漏り、町外に転居された方もおられます。住民は大変な思いもしました。

その当時、被災届や被災ごみの出し方ですね。連日、役場からの防災行政無線が鳴りっ放しでありました。職員の方々も大変でありました。やはり防災強化という意味でも単独設置をされるということは、住民にとっても、そして職員の方もそれに専念することができるということで、よかったというふうに思います。やはりこれがないと、いざ災害が起こったときに、これはこっちの課、これはそっちの課やというふうなことがないように、混乱を避けるということでも必要ではないかというふうに思いました。

そして、今回の危機管理課の設置はそういったことでよかったなというふうに思うんですが、人員についても正規職員が3名、再任用1名、そして会計年度の任用職員1名だというふうに聞いております。今、地域防災計画も作成中ではありますが、新たな危機管理課を設置されるのですから、専門的な知識も要するというふうに考えます。

そこで、この危機管理課には防災士、この資格を持った方の配置は必要ではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

新たに設置する危機管理課における職員配置は、平常時には計画や訓練等を検討できるだけの人員を配置してまいります。ご指摘の防災士は、防災に関する講習を受けることによって取得できる民間資格で、地域における講習会の講師や各種訓練におけるリーダーとしての活躍が期待されるものとなっております。今後、職員で資格を取得することの有効性等を検証し、研究してまいりたいというふうに考えております。

12番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野君。

12番（河野 隆子議員）

地域で地域でありますけれども、忠岡町の防災士は何人いらっしゃるか知りませんが、やっぱり職員さんも講習でいけるということですので、ぜひこれは取っていただきたいというふうに思います。

そこで、気になるのが人権広報課ですね。人権広報課が企画人権課という新しい課になります。人権広報課が担当している仕事は、人権啓発、国際交流、非核平和、女性政策、法律相談、そして毎月発行している広報の作成、10項目の仕事が今あるわけです。広報だけでも大変手を取られておられます。現在、明松次長、正職員1名であります。そこへ、今度は電子計算機器の管理運営や、町政の企画、総合計画、そして自治会に関すること、7つも増えるわけですね。17の仕事を担当することになる。国会ではデジタル関連法案も出されており、SDGsと国際的なことも担う。そしてさきの是枝議員の質問でもジェンダー平等や10年間の第2次男女共同参画の計画、こういったことも片手間でできるものではありません。大変な仕事が増えるということでもあります。

しかし、どういった人数でいくのか、そこははっきりと示されておりませんが、3人、5人という中で、やはり次長もこの人数に入っているということであると、次長というのは全体を見ていろんなことをチェックしないといけないというふうに思うんです。企画もありますから、町政のいろんなことを考え計画を立てると、大変大事なお仕事もあります。

そういったことで、最後、時間がございませんので町長にお聞きしたいと思います。施政方針で、機構改革について「十分に力を注ぐことができる組織の構築を図る」と言われておられます。限られた人員でということは、先ほど他の議員のことで答弁されておりましたが、やはりしっかりした仕事ができる環境をつくるためにも人員をちゃんとした人数でやっていただきたい、配置をしていただきたいというふうに思いますが、町長、いかがでしょうか、よろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

答弁をもって終結いたします。

町長。

町長（杉原 健士町長）

機構改革の必要性は先ほど公室長が答弁したとおりでございます。ご質問の企画人権課の人員配置につきましては、他の部署とのバランスも考慮しながら、重点的に取り組むべき課題に十分力を注ぐことができるような組織、必要な人員の配置というものを当然考えていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

議長（北村 孝議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、二家本英生議員の発言を許します。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本君。

5番（二家本英生議員）

5番、日本共産党、二家本英生です。ただいまより、議長の発言の許可をいただきましたので、通告書に沿って一般質問を行います。

まず最初に、子ども医療費助成を高校卒業まで拡充をということで質問させていただきます。

令和3年度の町長の施政方針の中で、7つの重点施策が示されました。その最初に挙げられているのが「子育てしやすいまちづくり」です。あすなろ未来塾の継続、中学生から大学生を対象とした英語検定受験料の補助、町独自の少人数学級編制等によるきめ細やかな指導のための講師配置事業、町内幼稚園、保育所、こども園の給食費無償化など、様々な事業の方針が示されていました。

現在、日本の国内の長年の問題として、少子化問題があります。忠岡町もその例外ではなく、人口統計表を見ると、2019年3月末時点で忠岡町の人口、1万7,144人いました。そのうち、20歳未満が3,089人でした。現在、最新の2月の末現在では、総人口が1万6,889名、そのうち20歳未満が2,885人となっています。人口の減少率が約1.5%に対し、20歳未満の減少率が約6.6%と、この2年間だけでも20歳未満の減少率が高くなっています。大阪府下の市町村においても、さまざまな子育ての施策を実施して、少子化に歯止めをかけようとしています。

子育て世代にとって、新しい生活環境の場所選びとして、各自治体の子育ての施策を見て、マイホームの購入を検討しているとも聞いています。その中でも、ほかの市町村と比較しやすいのが、子ども医療費の助成についてですが、一昨年9月議会でも私の一般質問を行いました。その当時は、中学校卒業までが32自治体、18歳到達年度末、いわゆる高校卒業相当までですね。こちらが10自治体と、その当時は述べました。今、各市町村の努力によって、全ての市町村で中学校卒業までの助成となっており、また、高校卒業相当までが19自治体となっています。そして、令和3年4月より、新たにお隣の和泉市、あと阪南地区では貝塚市、あとは羽曳野市の3市が高校卒業相当まで助成を拡充することが決まっております。これにより大阪府下でも半数を超える自治体で高校卒業相当の

子ども医療費の助成の拡充となっております。

そこで、忠岡町の対応としまして、前回もお伺いしましたけども、忠岡町が高校卒業相当まで医療費助成を拡充した場合は実際どれぐらいの費用がかかりますでしょうか。担当部長よりお答えをお願いします。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

令和元年度決算における中学校1年生から3年生までの子ども医療費助成額につきましては、対象人数は約500人で、年間で約967万円でございます。中学校卒業年度末から年齢をさらに3歳引き上げ、18歳到達年度末までに実施した場合の対象人数はさらに約550人増えることとなるため、3歳引き上げにより1,000万円以上の助成費の歳出額が増える見込みであります。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本君。

5番（二家本英生議員）

前回聞いたときはたしか800万ちょっとだったと思いますので、それよりも医療費も増えているという現状がございます。ただ、近隣市の市町の中では、岬町が2019年の7月から高校卒業相当まで子ども医療費の拡充を実施しております。岬町では、導入前の3年間の平均が約3,021万円、導入している2019年、こちらの費用が約3,234万円となっています。単純比較はできないですけども、年間で換算すると約312万円、こちらの分が増額していることになっています。

また、厚生労働省の資料の中で年齢階層別国民医療費が示されています。2018年度の資料では、15歳から19歳の年齢では医療費の合計額が約5,043億円となっています。また、10歳から14歳の医療費の総額が5,955億円となっています。10歳から14歳、中学生相当ですね、この医療費に比べますと高校生相当の15歳から19歳の医療費のかかる割合が84.6%となっています。これも単純には比較はできないですけども、中学生より高校生の医療費が少ないことが示されています。先ほどの忠岡町の試算では、中学生が使った医療費分を単純に高校生に置き替え、それに人数を乗じた計算で試算されております。単純に置き替えの計算ではなくて、現在の状況を踏まえた上で、一度詳細な試算の検討をしていただきたいと思います。その件についてはいかがでしょうか。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

その点につきましては、もう一度精査した金額を検討してみたいと思います。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本君。

5 番（二家本英生議員）

金額を精査していただけるということで、なかなか難しいところとは思いますが、一度精査していただいて、実際忠岡町でどれくらい必要なのかという実数を出していただきたいと思います。その上で検討をお願いしたいと思います。

続いての質問に移りたいと思います。

子ども医療費の拡充を求めるのは、高校生の虫歯が学校の勉強やクラブ活動等の学生生活に大きな影響があるということです。全国保険医団体連合会が全国 21 の保険医協会・医会に対し、2018年4月時点で学校歯科医療調査を行った中間報告がありました。

その報告では、学校の歯科検診を受けた子どもの中で、要歯科検診と診断された子どものうち、歯科での未受診が小学校で52.1%でした。同様に中学校では66.6%、高校に至っては84.1%にもなります。

この調査の中で要歯科受診と出たのにもかかわらず、歯科を受診していない子どもが25万9,724人となって報告されています。また、10本以上虫歯がある、または歯の根っこしか残っていない未処置の歯が何本もあるなど、そしゃくが困難な状態、いわゆる口腔崩壊が見られる児童・生徒がいる学校は、小学校で39.7%、中学校では32.7%、高校は50.7%になり、こちらも高校では高い数値となっております。

実際に口腔崩壊になると、集中力がなくなったり、今後の健康にも影響を与えます。その中間報告の報告の中で、歯科未受診、口腔崩壊の背景にあると考えられるものとして、歯科医療機関への受診を妨げる厳しい家庭環境や格差と貧困が理由としてなっています。その調査の中では、保護者の関心の低さや共働き、一人親などの家庭環境、経済的理由、地理的困難、本人の歯科治療への忌避などが挙げられます。このように受診できない理由は多岐にわたりますけれども、やっぱりその背景には格差と貧困、保護者の厳しい就労状況などが浮かび上がってきます。そういった中で、このまま放っておくとさらなる貧困を生んでしまう負の連鎖が出てしまいます。それを断ち切るためにも、高校卒業到達年度末までの拡充が必要だと思えます。

忠岡町としては子育て支援として、子ども医療費の助成の拡充についてはどのようにお考えでしょうか、答弁よろしく申し上げます。

議長（北村 孝議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

本町におきましては、これまで子ども医療費の助成制度の拡充につきまして、子育て家庭の経済的負担を軽減し、また、子どもの健全な育成と福祉の向上を図る観点から、財政状況が厳しい中におきましても着実に年齢の引上げを進めてきたところでございます。

現在は通院及び入院につきまして、中学校卒業年度末までの助成を行っております。府内の市町村の状況は令和3年1月現在、本町と同様に中学校卒業年度末までの助成を行っている団体が43団体中24団体、18歳到達年度末までの助成を行っている団体が43団体中19団体となっております。

議員仰せの医療費助成の対象年齢の拡充につきましては、厳しい財政状況から見ると長期にわたる財源の確保が大きな課題であると思っております。今後も近隣市町の実施状況の動向を注視し、財政当局と調整してまいりたいと考えております。

また、子ども医療費助成制度につきましては、喫緊の課題である少子化対策として、未来を担う子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進するためには、どこの市町村においても同じ制度のもとに安心して医療を受けられる医療費助成制度が必要であることから、大阪府並びに大阪府町村長会を通じて、国において子ども医療費助成制度の創設に向け働きかけていただくよう、今後も引き続き粘り強く要望してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本君。

5番（二家本英生議員）

忠岡町におきましても、少子化対策と貧困対策としての子ども医療費の助成というのは必要であるとの認識はあったんですけれども、財政状況が厳しいということで、ご答弁がありました。それであれば最初の質問になるんですけれども、やはり実際にかかる費用をきちんと精査していただいた上で、今後の子育て支援として拡充をしていただきたいのと、あとは近隣市町村におきましても高校卒業相当の助成も広がってきております。それに忠岡町も乗り遅れないような形で、子ども支援についてもっと考えていっていただきたいと思っております。

また、本日は高校の公立の入試日となっております。こうした子どもたちが様々な形で次の進路へ進んでいく中で、医療を安心して受けられる、そういう子育て支援を忠岡町にもしていただきたいと要望して、この質問は終わります。

続いての質問になります。災害時の避難計画についてでございます。

近年、地球温暖化の傾向も強くなり、世界中で異常気象が報告されています。世界の平均気温は、アメリカ海洋大気局とアメリカ航空宇宙局が、2020年の世界の平均気温は

過去2番目の高さだと発表がありました。

その影響は日本も例外ではなく、昨年7月、熊本を中心に九州や中部地方などで発生した令和2年7月豪雨を初め、忠岡町におきましても2018年9月の台風21号の被害は記憶の新しいところでございます。

そんな現状の中、今年3月2日に答申された立地適正化計画の中では防災指針の項目があり、町内の災害リスクの分析を行っています。その中では、洪水、津波、高潮、雨水洪水の浸水被害を中心にした予想被害が示されていました。立地適正化計画における防災指針では、ハザード情報として洪水、津波、高潮、雨水洪水などの浸水被害など、都市情報として100メートル地域ごとの総人口、14歳までの年少人口、65歳以上の高齢人口、あと指定避難場所等、津波避難ビルの分布、要配慮者施設や医療機関の分布、建物構造別分布を調査しており、それらの要素を重ね合わせて分析をされていました。

その分析の中で、それぞれの災害において、該当地域の課題と取組について示されています。その該当地区の住民に対する周知と避難計画の訓練は、どのように今後行っていくのでしょうか。

それともう1点、併せてもう一つの質問で、立地適正化計画において、施策の課題に対する取組の中で避難に関する取組があり、その取組の中でも短期施策、おおむね5年程度とありますが、その中でも緊急性が高い課題に対してどのように取り組まれるのか、まずは産業まちづくり部長より答弁お願いいたします。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

はい。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

避難計画の周知や訓練等、危機管理に関するご質問もございましたけれども、今回、立地適正化計画におきまして災害リスクの検討を見られた上での質問ということで、私のほうから答弁をさせていただきます。

立地適正化計画につきましては、今後、人口減少や少子高齢化が加速度的に進行することを踏まえまして、商業、医療などの生活関連サービス施設を住民が集まりやすい地域に維持、誘導することで行政の効率化を図るとともに、中長期的に暮らしやすくコンパクトなまちづくりを目指す計画であります。

また、令和2年9月に施行されました改正都市再生特別措置法では、立地適正化計画の中で総合的な防災まちづくりを定める防災指針を位置づけることとなりまして、頻発、激甚化する自然災害に対応するため、河川や下水道などのハード対策と併せて、水害リスクを見据えた土地利用の検討や避難体制の構築など、ソフト施策を検討することで、災害対策とまちづくりが一体となった施策展開を図ることが求められているところでございま

す。

具体的に申し上げますと、今までまちづくりを行ってきまして、人が居住する地域が、例えば津波もございましたし、河川が氾濫する、そうしたことで多大な被害を受けてきたということで、都市計画の観点からも災害リスクを調査、分析をして、今後のまちづくりに生かしていけると、そのような内容かと理解しております。

本町は先導的に本指針の検討を行う市町村としまして、国の防災コンパクト先行モデル都市に選定されまして、国の設置する防災タスクフォースとの連携を図りながら調査検討を進めてまいりました。その内容を含む成果品がこの3月末に完成をいたします。

ご質問の1点目、避難計画の周知につきましては、今回の計画内容と大阪府から公表されている津波、高潮、洪水のハザード情報などを、本町のホームページで住民に分かりやすい形で周知できるよう、まずは取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、避難訓練につきましては、地域防災計画の見直しも本年度行われていますことから、防災部局で全庁的に実施されていくものと考えているところでございます。

2点目の緊急性が高い課題につきましては、住民の皆様に居住地の災害リスクをまず認識していただく、そして早めの避難をしていただく、このようなソフト的な対応を行うとともに、ハードによる防災機能の向上につきましては予算とか年月が必要でございます。これも効果的な施策を、また優先的な事項等も踏まえまして検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本君。

5番（二家本英生議員）

立地適正化計画から見ての防災指針ということで、産業まちづくり部長にも答弁していただきましたけれども、やはり忠岡町は防災、特に浜手地域に津波やら、最近であれば洪水もあります。高潮の被害も、台風21号の影響で高潮も今後影響されると思います。

そういった中で、特に浜手地区のほうなんですけども、ここも立地適正化計画の中では、老年人口の割合がまず高いと。また今後、老年人口の増加が見込まれる地域となっています。これらの地域では万が一のときに、避難に時間を要するなどの課題が見えてきますが、これらの地域に対してどのような対応をお考えでしょうか。こちらは町長公室長のほうにお答えをお願いします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

これらの地域に対する取組については、立地適正化計画の中に記載されているとおりでございますが、それに合わせ迅速な避難行動をとっていただけるよう、迅速かつ確実な情報提供に努めてまいります。

また、迅速な避難行動を行うには日頃からの訓練が重要でございます。避難路の確認や避難所までの所要時間の確認などを行うためにも、自主防災組織に対し独自の避難訓練の実施を呼びかけるとともに支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本君。

5番（二家本英生議員）

防災の観点からもこの立地適正化計画で示された防災指針によって、そして避難計画等、または自主防災組織の、午前中にも質問があったと思うんですけども、組織の強化、その答弁では全面的に支援していただけるということで、そこは全庁的に自主防災組織に関しても支援いただきたいと思います。

最後の質問になるんですけども、そこで、立地適正化計画においてハード面の整備もどうしても必要となってきます。産業まちづくり部の部長からも答弁があったように、住民に分かりやすい形で周知できるようなという、例えばホームページでというのを書いていたんですけども、住民に分かりやすい形で周知できるシステムというのは多分あると思うんです。ただ、やはり予算的にも、予算がつかないことにはそれがどうしても周知できない、運用もされないということなので、もし仮に予算がつけば今後忠岡町でもそういう防災に対してのハザードマップを簡単に見る方法ができるのではないかと思いますけど、その点についてはいかがご検討していますでしょうか。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

はい。

議長（北村 孝議員）

谷野部長。

産業まちづくり部（谷野 栄二部長兼産業振興課長）

ご質問いただきました件、先進市におきましてはスマートフォンとか、そうした携帯電話からご自身の住まれている地域の地図を選んで、例えばその地域の災害リスクがどのようなものがあるか、分かりやすく見られるようにしているところがございます。そうしたシステムの導入には非常に多額の費用がかかるのと、維持管理費がかかってしまいます。

本町はコンパクトなまちということもありまして、例えばご自身の住まれている町丁目を選んでいって、そうした地図システムではなくて、少し分かりやすい形の地図を作り込

んでいくことによって、それに近い機能が出せるのではないかというふうには検討しているところでございます。

具体的なその仕組みにつきましては、まだ内部での議論も、また予算の折衝等も行っておりませんので、そのような形で住民に広く分かりやすい情報が提供できるような形を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員、今質問されていることは、この通告のどの部分に当たるんですか。

5 番（二家本英生議員）

すみません。

議長（北村 孝議員）

1、2は先にしましたよね、一緒に。ということは通告のない部分まで質問されているということで捉えて。

5 番（二家本英生議員）

2のほうになるんですけども、次、3回目になるので、もう質問は結構なんで。

議長（北村 孝議員）

では、続けてください。

5 番（二家本英生議員）

ご答弁いただきましたけども、住民がより避難がしやすいような形を取っていくのも防災の1つの基本だと思います。周知に至っても、今後策定されるハザードマップ、こちらについては全世帯に配られると思いますけども、より避難するときにはお手元に持っている、手元に持つスマートフォンが一番重要な情報機器になってきます。それを見ながら避難ができるというシステムがあれば、もし仮にどういうふうに避難していいか分からないときでも、それを見れば一目で避難できるということになりますので、ぜひとも今回こういう形で予算をつけていただきたいなと思って、私の一般質問を終わります。

議長（北村 孝議員）

以上で、二家本英生議員の一般質問を終結いたします。

議長（北村 孝議員）

次に、勝元由佳子議員の発言を許します。

勝元君。

1 1 番（勝元由佳子議員）

改革ただおかの勝元です。早速ですが、一般質問させていただきます。

さきの本会議におきまして杉原町長からの施政方針が示されたところですが、どの施策

を実行されるにしましても行財政の改革は根本となるものだと考えております。そうした部分も含めまして、通告書に従い一般質問させていただきます。

まず1つ目の、住民訴訟判決を受けた本町の対応等について質問させていただきます。

ご存じのどおり私は、本町の違法、不当な公金支出について住民監査請求、住民訴訟を提起している原告住民でもあります。先般、この1月に本町の一般家庭ごみ袋の発注案件について取り上げた住民訴訟の二審、高裁判決において、忠岡町との契約の相手方、つまり受注業者の事実上の経営者が発注当時現職であった議員本人であることが司法により認められました。この当該議員は今年度途中で既に本町議会議員を辞職されているため、質問の中では前議員という表現をさせていただきます。

なお、在職中の現職議員と自治体が締結した契約が違法になるかどうかについては争いがあるため、現在最高裁に上告中ではありますが、一定この高裁判決において、自治体からの請負をした議員の失職についての判断、決定の責任がほかでもなく議会にあるということが明記、判示されたことは、非常に意義深いと言えると考えております。

したがって、この前議員が在職中に本町から請負をしてきたことについては、この前議員本人及びそのような契約、支出を行った町側の責任は言うまでもありませんが、加えてこの前議員の受注当時の議会自体も、この前議員の請負そして失職に関して問題として取り上げず放置していたことは非常にゆゆしき問題であり、当時の議会にも責任があると言わざるを得ないと感じています。

よって、我々議員、議会もまた住民から不信や批判、疑惑、疑念を抱かれないよう、自治体行政との利害関係を排除し、公正な議会運営を確保するという根本に立ち返って、現職議員の請負に対しては厳正に対処、対応するという、その姿勢、責任があるということを一たび肝に銘じなければならないことを、改めてこの場で述べておきたいと思えます。

さて、議員の請負禁止については、法的な規定を見ますと、まず地方自治法92条の2で議員の兼業禁止、つまり自治体からの請負禁止が規定されています。また、それに違反して請負をした議員は、同じく地方自治法の中で議員の職を失うと、これは127条第1項に失職することが規定されています。また、議員の請負禁止については、地方自治法だけでなく公職選挙法においても禁止されており、同法の104条第1項に、この地方自治法第92条の2の兼業禁止規定に該当する当選者、つまり当該自治体から請負をしている者が当選した場合は当選後5日以内に請負をやめたこと、つまり地方自治法の兼業禁止規定に該当しなくなった旨を選挙管理委員会に届け出なければ当選無効となるという旨の規定もあります。

さて、この問題の受注業者のほうを見ますと、当該前議員が初当選する以前から、この業者は本町から業務を受注しており、経営者はこの前議員本人でした。そして、この前議員が初当選した平成19年以降は、形式上、つまり書類上は親族が事業者となって本

町から業務を受注していたと。そうしたことも含めて司法によって、この前議員が議員になる前も議員になった後も、その受注業者の実質的な経営者はこの前議員本人である旨の判示がなされたということです。

そうした判示がなされたということは、この前議員は初当選した平成19年以降、平成28年に本町への入札登録などをやめるまでの、計3回の本町議会議員選挙において、自身が本町の受注業者であることを認識していながら出馬、当選し、また本来であれば議員の職に就けないこと、失職することが分かっているが議員となって議員報酬を税金から得ていたということになります。むしろ議員の身分、職を失うことを分かっていたからこそ、書類上の経営者を親族の名義にして、本町から受注していたのではないかと言われても仕方のない状況にあります。そうしたことも含めた今回の判決です。

そこで、1つ目の質問ですが、この前議員が平成19年以降、計3回の本町町議選当選により税金から得た議員報酬は、ざっと計算しただけでも5,000万円を下りません。この前議員自身が議員の職に就いて議員報酬を得られる立場にないことをひそかに認識していながら、これだけの議員報酬を本町から得ていたとなれば、詐欺その他の違法行為に該当する可能性も考えられます。

ここで、こういった質問を議会ですと、「また勝元議員は犯罪者扱いした」というふうに安易に批判される職員や議員の方がまた出てくるかもしれませんが、犯罪に該当するかどうか、有罪と無罪は司法が判断することであり、私ではありません。また、その司法のテーブルに乗せる前提となる起訴をするかどうかは検察が判断することであって、刑事的に何の権限もない議員の私が判断することでも判断できることでもありません。むしろその辺りは正しく理解していただきたいと思います。

一般論で言いますと、刑事的に責任を問う場合も民事的に損害賠償請求をする場合も、時効、タイムリミットがあります。詐欺罪については時効は7年、また、お金を返してくれという損害賠償請求については、ケースバイケースですが、5年であったり10年であったりと、時効は意外と短いものです。

忠岡町は財政難です。時効や法的な成立要件等々の問題もあるので、どこまで刑事的責任を問えるのか、また損害賠償請求できるのかは分かりませんが、1円の税金も惜しい忠岡町としては、貴重な税金を取り戻すべく、時効が成立する前に早急に民事的にも刑事的にも法的措置を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

本件住民訴訟は、平成31年4月24日、大阪地方裁判所において判決言い渡しがあ

り、本町が勝訴いたしました。また、令和3年1月14日に、大阪高等裁判所においても本町が勝訴の判決、言い渡しを受けたところでございます。

なお、本件住民訴訟は、現在最高裁判所へ上告、受理、申立てがなされ、訴訟係属中でございますので、現時点においては答弁は差し控えさせていただきます。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元君。

11番（勝元由佳子議員）

住民としては、その時効が成立して何も責任を問えない、税金も取り戻せないということになるのが一番悔しいわけです。ですので、私どものほうでも住民として取れる法的措置は今後検討いたしますが、町としてもぜひ住民のために、取れる限りの法的措置等々は検討していただきたいと思っております。

次の質問ですけれども、2つ目の質問ですけれども、次の大問、2個目、本町の行財政改革についての1つ目の質問と内容がかぶっているというか、ほとんど同じなので、次の大問の1つ目で合わせて質問させていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。議長、飛ばしてしまいたいんですけど。

議長（北村 孝議員）

どれ。

11番（勝元由佳子議員）

通告書の2つ目の2)の質問を次の「本町の行財政改革について」の1問目と一緒にしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

議長（北村 孝議員）

はい。

11番（勝元由佳子議員）

では次、3つ目の本町選挙管理委員会のチェック機能について質問させていただきます。

公職選挙法上の規定については先ほど述べたとおりです。本町の選挙管理委員会は総務課です。その総務課は入札契約の担当主管課でもあり、入札登録業務に係る業務を所管しています。ということは、この前議員自身が議員になる前から本町の入札登録業者であったこと、受注業者であったことは当然知っていたものと考えられます。そうした、これまで受注業者であった人物、者が本町議会議員の選挙に出馬、当選したとなれば、当然選挙管理委員会として、公選法に抵触していないのかどうか、つまり請負をしていないのかどうか、チェックする責務があります。しかし、この前議員については、平成19年の初当選以降、その後、平成23年、27年の計3回の選挙において当選して、その後議員とし

て、職に就いております。

なお、本町の選挙管理委員会が選挙立候補者に配布している選挙の手引きですね。その冊子を改めてざっと目を通してみましたが、「当選後5日以内に受注業者でない旨、地方自治法92条の2に該当しなくなった旨の届け出をする必要がある」といった記載はちょっと見当たりませんでした。そういったことも含めて選挙管理委員会の機能は果たして機能しているのでしょうか。本町の選管は本当に選挙時にきちんとチェックをしているのでしょうか。公職選挙法をよくよく知れば知るほど疑問を感じざるを得ないわけですが、こういった点、選挙管理委員会のほうではどのようにお考えか、お聞かせください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

公職の候補者となろうとする者は、公職選挙法第86条の4の規定により、公示があった日に郵便などによることなく文書でその旨を当該選挙長に届け出なければならないと規定されております。

また、同条第4項で宣誓書、所属党派の証明書などを提出することが定められており、宣誓書は公職選挙法第86条の8第1項、第87条第1項、第251条の2または第251条の3に該当するものでないことを宣誓してもらい、候補者届出の添付書類として、公職選挙法の法令、根拠に基づき公職の候補者となろうとする者に提出を求めているところでございます。

また、立候補の届け出の審査については、一般に選挙長は形式的審査を有するが、実質的審査権は有しないと最高裁判決も出ており、立候補届け出に際し生年月日が明らかに被選挙権のない年齢以下の者や届出書類に不備がない限りは立候補の届け出を妨げないことが公職選挙法の主規となっておるところでございます。ですので、選挙管理委員会は適正にチェックはしておるところでございます。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元君。

11番（勝元由佳子議員）

まず1点なんですけども、私のほうがこの質問で一番問題として取り上げているのは公選法の104条第1項の規定の部分なんです。ほかの部分の規定については特段質問していませんので、こちらもその旨を分かっていますので質問からあえて除いています。

答弁の中でその最高裁判決で、書類上のチェックのみで実質的なチェックは選挙管理委員会のほうですか、には求めていると、そこまでは問わないという判例があるとおっしゃっていましたがけれども、そこまでこの議会の場で言われてしまうと、逆にじゃあ選管は何をしてるのと、選挙のときに選管の役割というか、選管、要らんのじゃないのとなってしまうんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

先ほども答弁させていただきましたが、適正にチェックはしていると、適正に仕事、業務のほうをしているというところがございます。

議長（北村 孝議員）

勝元君。

11番（勝元由佳子議員）

いつものごとくで、多分水かけ論になるので、追っての質問はしませんけれども、やはり幾ら判例があるからといって書類上の形式上のチェックだけでいいんだという姿勢は、やっぱり住民からすると議員としてもどうかと思います。選挙というのは、当然ですけれども、公選で選ばれた人間が住民の代表で、こうして議会の議員になったり首長になったりするわけで、そこは選挙管理委員会の責務として重く受け止めていただきたいと思います。ですので、今後は、そこまで責任がないとおっしゃらずに、きちんとチェックするという、チェックに臨むという姿勢で選挙に対応していただきたいと思います。

次に、本町の行財政改革について質問させていただきます。

先ほどの飛ばした大問1の2つ目の質問と合わせてさせていただきますけれども、前問の住民訴訟案件だけでなく、今年度に入ってですけれども、議員在職中の杉原町長への発注、支出と思われる案件が公文書上で、たまたま私が見つけた明らかになりました。この案件についてはこれまでも議会でお聞きはしていますけれども、時間切れやったり歯切れの悪い答弁で聞き尽くせていません。こうしたごみ袋の案件、それから杉原町長であろうと、当時の議員であろうと思われる発注案件の支出等々に係る公文書、特に支出書類を見てもみますと、町指定ごみ袋の案件に関しては受注業者への支払い先となる振込先口座名義人にその議員本人の氏名がはっきりと書かれていると、支出命令にその議員の氏名が書かれているという案件です。

また、議員在職中の杉原町長への発注案件につきましては、資料、そもそも決裁がきちんとなされていないという部分もありますけれども、受注業者のところに忠酒会杉原酒店と明記されています。

私も議員になって、議会のいろいろな会議ですね。協議会であったりこういった本会議であったり、また予算、決算の委員会等々、いろんな議会の会議に出させていただいてますけれども、役場職員の皆さん、議員全員の顔と名前、知ってますよね。認識されてますでしょう。新人議員で初当選したときから顔と名前は知っているにもかかわらず、こういった書類上に在職中の議員本人の氏名が支出の書類に上がってきても書類が素通りしてしまうというのはやっぱりおかしいと思うわけです。

行政の公金支出につきましてはチェックが非常に厳しくて、担当部署の中でのまずチェックがある。決裁がある。そして、支出のときに出納、会計課ですね。そこに会計管理者もいて、支払いに間違いがないか、おかしくないかチェックもしている。そして支出後、第三者的、専門的な立場で監査委員によるチェックもあります。こういった多くの関門があるわけです。そんな簡単に公金支出できません。なのに、本町ではこういった理解し難い発注、公金支出が素通りといたしますか、行われているわけです。そして問題もなく完了されているわけです。こうした一連の事務処理、財務会計行為を見ていると、やっぱり本町職員は知っていてやっているんじゃないかと。やはり職員の関与なしにはなし得ないんじゃないかと思わざるを得ません。

そこで、先ほどのごみ袋の発注案件もそうですが、町側のほうはどうしてこんな発注がなし得たのかという部分については、きちんと訴訟の中で説明はしていないので不明です。また、杉原酒店というところへの発注についても議会内、議会外でも町側担当部局に確認、質問をさせていただいていますが、いつも歯切れの悪い回答で、いまいちよく分かりません。

このような住民の见えないところで疑惑満載といたしますかね、そういった決裁、事務処理がなされていることは、公金を預かる自治体行政として非常に問題であると考えます。この2つの事案ですけれども、一体どのようにしてこのような発注、公金支出がなし得たのか、私ではなく住民全体が理解、納得できるように説明をお願いします。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

2つあります。2つ目の忠酒会発注の件についてまずご説明いたします。

9月の議会でもあったんですが、改めまして、この発注というものを、広島を目指して行われる、かなり大きな人数の非核平和行進の参加者に対して、熱中症防止など健康上の観点から、過去ずっと提供されている飲料水であります。

これまでの発注は、もう議員もご存じのとおり、町の産業の育成を図るため町内の酒類等販売店で構成されております忠酒会、忠岡の忠に酒と書きますが、忠酒会さんに対して行っておりました。で、その当月の輪番を確認した上で当該忠酒会輪番小売店に発注をしてきたものでございます。

発注内容はペットボトルなどのお茶類でございまして、その数量は毎年の参加者数を事前に確認した上で行っているものでございます。発注につきましては、あくまでも忠酒会という形で発注させていただいたものと認識しております。よろしくお願いたします。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（北村 孝議員）

公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

さっきの住民訴訟に関する職員の関与でございますけども、先ほど私から答弁させていただきまして、大阪地方裁判所、また大阪高等裁判所において勝訴しているところでございます。また、この件につきましては現在、訴訟係属中でございますので、現時点では答弁は控えさせていただきたいと思っております。

1 1 番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元君。

1 1 番（勝元由佳子議員）

まず、その忠酒会へ発注したという案件についてですけれども、ここに一応私、開示請求、全部出してくださいということで開示請求した資料がありますけれども、支払いのときの支出命令しかありません。そのときに添付されている資料を見てみますと、一応、忠酒会ということで、代表杉原酒店というふうになっておりますけれども、一方で忠岡町は1階フロアの自動販売機の設置について許可を出しておりますでしょう。行政財産の目的外使用ということで、過去からずっと忠酒会さんに許可を出しております。毎年。

その許可書類は私も過去からずっと見てるんですけれども、忠酒会さんの代表者、会長さんは別の方です。忠酒会さんではありません。もしこの忠酒会という団体の代表が、どこの業者さんというんですかね。どこの酒屋さんにするにしても、普通組織、団体にしろ、法人にしろ個人にしろ、代表者氏名って書きますよね。それがないと契約行為、締結できないですね。支払いもできない。

このペットボトルの案件につきましては、一切個人の氏名が省かれてるんです。忠酒会、杉原酒店で終わり。これ、個人商店に該当するので、個人商店の経営者ですね。代表者氏名がなければ、そもそも書類上やっぱり必要な要件を満たしてないということで、おかしいんですね。どう見ても。プラス本来決裁でなされるべき、まずこの業者に発注してよろしいかという起案もない。で、最後に請求書ですか、ついてきて、支出命令だけペろっと切ってるという、ペろっとという言い方がいいのかどうか分かりませんが、本来の自治体の発注の流れですね。業者を選ぶ。契約してよろしいか。そして行為がなさ

れた後の支払い、公金支出をするという、普通の基本的な流れの決裁がなされていません。

そういう意味で、やっぱりこの発注はおかしいと言わざるを得ないですし、ここの発注の金額につきましても、先ほど地元業者の育成とおっしゃっていましたがけれども、自治体の発注、公金支出で優先されるべき法則は、いつも言っていますけれども、地元業者の育成ではないんです。そんなものどこにもなくて、1にも2にも最少の経費で最大の効果を上げるというのが公務員、自治体の使命です。

で、この価格を見てみますと、2リットルのペットボトル、1本330円で購入しているんです。そこら辺のドラッグストアでもスーパーでも、どこでもそうですけど、百数十円レベルで売ってるのを3倍の価格で買ってるんですよね。支出的にもやっぱり高値で買っているのです。なぜそこら辺のスーパーとか、普通に買いに行かなかったのかというところも疑問です。

事務処理上のこういった本来の決裁の形態も取っていないというところも疑問。決裁のこのシステムを使わずに、住民の見えない形で承認願ですか、こういうものを使って、しかも入札未登録業者に発注しているというところも疑問。そして何も、一番大事な部分ですね。実際契約の相手方、支払いの相手方が誰なのか、実質的に誰なのかというところが分からない書類にあえてなってる感じがするんです。支払いも現金支出ですしね。そこについては、もう1回繰り返しになりますけど、住民に理解できる形で説明を求めていいでしょうか。

議長（北村 孝議員）

明松次長。

町長公室（明松 隆雄次長兼人権広報課長）

若干繰り返しの面もありますが、発注先は忠酒会ということで、代表も当然存じ上げております。あえてその中で、普通ですとそう書くんでしょうけれども、あえてその中で、当該輪番店というものを過去、忠酒会ということで出しておりますので、忠酒会当該輪番店という形で、あえてその代表というところについては、認識といたしますか、この形でと実施したところですよ。

価格の話もございました。1本あたり非常に高いんじゃないかということなのですが、議員もご存じのとおり町内、大型量販店等がございますと、なかなか金額的に当然私も存じ上げていますとおりでございますが、町内の小売店等になりますと、いわゆる小売希望価格という、今そういうものになっていると思うんですが、そういう金額で商売を当然されていると認識しております。その点は当該店、町内の小売店ということで、私どもは認識しているところでございますので、よろしく願いいたします。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元君。

1 1 番（勝元由佳子議員）

幾ら説明を聞いても、住民側としては理解しかねるというふうになってしまいます。

先ほどの公室長さんが答えられたごみ袋の件ですけれども、これは訴訟になってようがなってまいが、やっぱり公金支出については常に日頃から住民に対して説明責任を果たす義務というのは自治体側にあるわけですよね。ですので、もう時間がないのであえて聞きませんけれども、そこはきちり住民に対して、私にではなく、そういう意味で「私にではなく」と言っているんですけれども、きちんと住民に対して説明責任は果たしていただきたいと思っています。

次の2番目、3番目の質問を一括でさせていただきますけれども、この先ほどから言っている忠酒会さんへの発注を含めて、杉原町長は、本年の施政方針の中でも、本町の入札制度改革への取組を掲げられています。しかし、その町長自ら、ご本人がこうした住民に不信感を与える発注案件に関わっていたとなれば、入札制度はもとより、随意契約も含めてですけれども、本町の発注、契約のあり方や根本的な問題点を根本から改善することが本当にできるのかと、可能であるのかどうかと、やっぱり住民としては疑問を抱かざるを得ない、疑問に感じざるを得ないんですけれども、その点について杉原町長ご本人からご説明ですね。住民に対してご説明いただきたいのと、また次の住民の目につきやすい入札だけでなく、こういう問題になっているのって、いつも随契、随意契約なんです。ですので、こういう住民に見つかりにくい随意契約を初めとした本町の発注契約業務、会計処理も含めた日常の事務処理全般について、やっぱり見直しが必要だと私は常々思っていますし、常々言っています。もうかれこれ7年ぐらい言い続けています。

ですので、こういった日常業務全般の全庁的な見直し、改善を図っていただくのが重要だと思います。そうでなければ不適切な発注、会計処理は改善されず、税金の無駄遣いも改善されないということで、行財政改革がなされないと考えています。ですので、町長ご本人と、また大阪府のほうから新たに来られた副町長のほうからも、公務員の目線で見ると、こういった忠岡町の支出を見て、事務処理を見て、どう感じられるか、また今後の取組改善についてお答えください。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

何か小気味のええ話ばかりで、何か一方的に住民の代弁者というようなことで勝元議員言っていますけれども、常々議員さんの質問には僕も不信感を持ってますよ。おたくの

言ってることが全てが合うて、我々職員が一生懸命やってること、またまたいろいろなことが全て批判されてるような気がします。

そこで、先ほど来の忠酒会云々の問題ですけれども、私は別に住民に不信感を与えるようなものではないと認識しております。当然のことながら、入札制度改革については公言としても掲げさせていただいておりますので、いささかちゅうちょありません。ご理解のほどよろしく願いいたします。頑張ります。

副町長（井上 智宏副町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

井上副町長。

副町長（井上 智宏副町長）

実務的なところもございまして、私のほうから答弁させていただきます。

まず、いろいろご指摘いただいておりますところでも、本町において不適切な発注、それからまた会計処理というようなところについては、私自身そういったものが行われているというようには考えておりません。日々の業務におきまして疑義が生じるような事務処理、それから規定整備が不十分やというようなものがあるようであれば、それは当然改善していくべきものだと考えております。

次に、町長が施政方針で述べさせていただきました効率的で適切な入札制度の構築に向けた検討、これにつきましては既に2月1日の部課長会議におきまして、その検討に着手するよう私からも指示したところでございます。

併せて、その場で、私が就任以降受けた事務事業説明などを通じまして、事務処理の改善、それから規定整備の必要性、こういったものを感じたものにつきましては、町長にも相談の上、検討を指示したところでございます。

今、まさに検討作業中でございますので、具体的な内容についての答弁は控えさせていただきますけれども、例えば入札制度で申しますれば、発注案件に対して一般競争入札、指名競争入札、随意契約という、こういった契約形態があるわけですけれども、こういった契約手法を適用するのかの基準でありますとか、それぞれの契約手法を運用するに当たっての基準の整備、検討、こういったところを進めてまいりたいと考えております。

11番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

勝元議員、時間、回っておりますので。

11番（勝元由佳子議員）

最後です。

議長（北村 孝議員）

はい。

11番（勝元由佳子議員）

もう今お答えいただいたとおり改革、改善というのは日々していただかないといけないです。町長がお答えされたように、「何か全て批判されてるように思う」とおっしゃっていますけれども、そもそも住民から批判されるようなことを公務員がやっていること自体がやっぱり問題であると私は認識しています。ですので、そこはぜひとも改善していただきたいと思っていますし、副町長もお答えになられたように、日常の規定の部分ですね。規定を守るという当たり前のところをやっていただけたら、恐らく忠岡町の日常の事務処理、発注、契約も含め、公金支出も含めて大分改善されると思いますので、そこは今後取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（北村 孝議員）

これをもって勝元由佳子議員の一般質問を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

議長（北村 孝議員）

本定例会に付された事件は、議了いたしました。

議事の都合により、明日から24日までの14日間、休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認めます。

よって、明日から24日までの14日間、休会とすることに決定いたしました。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

（「午後4時31分」散会）